

# 専門家の意見

## 目次

1. 背景 .....	1
2. 概要 .....	2
3. 2つの報告書について .....	4
4. 厚生労働省のQ&Aについて .....	5
5. 『実態調査報告書』について .....	8
(a) 方法論 .....	8
(b) いわゆる「宗教的被害」と「信教からの自由」 .....	10
(c) 輸血 .....	11
(d) 体罰 .....	13
(e) 恐怖の刷り込みとされている教え .....	17
(f) 社会生活 .....	20
(g) 布教活動 .....	22
(h) 高等教育 .....	23
(i) 忌避 .....	24
6 『性的虐待調査報告』について .....	31
(a) 方法論 .....	31
(b) 宗教教材 .....	32
(c) 性的虐待の申し立て .....	34
7 結論 .....	36

## 1. 背景

1.1. マッシモ・イントロヴィーニョ (Massimo Introvigne) は、2016年6月までイタリアのトリノにある教皇庁立サレジオ大学で宗教社会学の教授を務めていた。また、欧州安全保障協力機構 (OSCE) とイタリア外務省の指定代理人を務め、信教の自由の分野で幅広く活動してきた。ホリー・フォーク (Holly Folk) は、ワシントン州ベリングハムにあるウェスタン・ワシントン大学の人文社会科学部グローバル人文宗教学科の宗教学教授。アメリカ宗教学会の新宗教運動グループの運営委員を務める。(両者の略歴については付録1を参照。)

1.2. 私たちは、日本のエホバの証人の法人組織である「ものみの塔聖書冊子協会」から、次の2つの文書の調査を依頼された。(a) エホバの証人問題支援弁護団調査チームが2023年11月20日に発行した『宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書』(以下『**実態調査報告書**』という)。(b) JW 児童虐待被害アーカイブが2023年11月に発表した『エホバの証人 教団内での性的虐待に関する調査報告』(以下『**性的虐待調査報告**』という)。両文書の英訳を提供いただいた。

## 2. 概要

### 2.1. どちらの報告書にも、以下の重大な誤りがある。

- (a) これらはエホバの証人に批判的な民間団体から寄せられたもので、それらの団体には元信者の「背教者」も含まれている。「背教者」の証言は不適切ではないが、明らかに偏っている。報告書を作成した人々は、社会学的研究の正式な訓練を受けておらず、調査を行う専門的な経験もないと思われる。
- (b) 報告書は「カルト」や「洗脳」の理論を前提としている。それらは誤りであることが広く証明されてきた理論であり、主流の学識の一部ではない。
- (c) 報告書は 2022 年 12 月 27 日に厚生労働省が公開した Q&A ガイドラインに基づいている。このガイドラインは著しく偏ったものであり、信教の自由を脅かすものである。「慌ただしく」作成され、国際的な学者たちから激しい批判を受けている。ガイドラインは、子どもが親の宗教を拒否する自由を保護すると主張しているが、実際には、子どもが宗教を受け入れ実践する自由と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR) 第 18 条第 4 項で明確に保護されている宗教教育を行う親の権利の両方を危険にさらしている。ガイドラインには、多くの人々が有益あるいは全く有害ではないと考えるような通常の親の意思決定を「児童虐待」と断定する条項が数多く含まれている。文字通りに適用すれば、このガイドラインは多くのキリスト教会やイスラム教、ユダヤ教の慣行を違法化することになる。

### 2.2. 『実態調査報告書』に対する専門家の見解は以下の通りである。

- (a) 調査は自選されたインターネット・サンプルに基づいており、それは一般に学者たちから調査対象の母集団を代表しないサンプルと見なされている。
- (b) 回答者を募集した方法により、組織に敵意を抱いていない元信者や現役信者とは対照的に、元信者の「背教者」による回答が不釣り合いに多くなった。
- (c) エホバの証人の輸血に関する方針については、現在多くの病院で輸血の代替療法が選択可能であることや、エホバの証人に有利な国際判例があることを無視して説明されている。
- (d) エホバの証人の家庭が、過去に子どもに体罰を行い、それを正当化したことで特別視されているが、これは日本社会で一般的だった考え方であり、エホバの証人の間で日本の一般の人々よりも広く体罰が行われていたという証拠はない。
- (e) 地獄や今の世界の終わりについて「恐怖を刷り込む」とされている教えや、未成年者が特定の行動や娯楽を避けるように勧められたり布教活動に参加したりすることは、エホバの証人に限ったことではなく、多くのキリスト教の宗派や他の宗教でも一般的なことである。エホバの証人の未成年者は特定の一般的な

祝祭を祝わないが、宗教の違いが尊重されるべき多元的な社会では、ユダヤ人や他の人々も同様である。

- (f) 若いエホバの証人が高等教育を受けないように説得されているという報告書の主張は正確ではない。確かにエホバの証人はある種の高等教育は疑わしい価値観を伝える可能性があるかと教えているが、統計によると若いエホバの証人のかなりの割合が大学に進学している。
- (g) 報告書は、主に敵対的な文献に基づき、いわゆる「忌避」の慣行について実質的に不正確な仕方論じている。ごくまれな例外を除き、「忌避」を教える実践することはエホバの証人に認められるべき信教の自由の一部であると認定した世界中の幾十もの判決を無視している。
- (h) 報告書は、批判しているエホバの証人の慣行のほとんどが違法ではないことを認めているが、現行の日本の法律を厳格に変更することを求めている。そうした変更がなされれば、ほとんどの宗教に劇的な影響が及び、信者の子どもたちを自分たちの信条や世界観に適合できなくなる。そうする権利は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」で明確に認められている。

2.3. 『性的虐待調査報告』に対する専門家の見解は以下の通りである。

- (a) 自選されたサンプルを使用している。それは調査対象の母集団の代表サンプルというより、エホバの証人に不満を持っている人々を集める意図で収集されたものである。そのため、これは本当の意味での「調査」ではなく、統計的な価値はない。
- (b) エホバの証人が、「ポルノ的」で「不適切な」画像や聖書の物語や不道德行為に対する警告を幼い子どもたちの目にさらしているという非難は、少数の逸話に基づいており、エホバの証人が一般に公開している指導内容や文書と矛盾している。未成年者が目にするエホバの証人の文書における性的な内容への言及は、適切であり未成年者の教育に有益であると専門家によって判断されている。また、日本の未成年者が漫画や新聞などで目にし得る下品な内容と比べて、はるかに高尚なものである。
- (c) 他の宗教団体や一般の人々の場合と同様に、エホバの証人の間にも児童の性的虐待の事例が存在することは明らかである。しかし、『性的虐待調査報告』は、報道記事の切り抜きや海外の偏った情報源を用いて、エホバの証人の間で児童の性的虐待が他の宗教団体や日本社会全般よりもまん延している可能性を示唆している。そのような主張を裏付ける証拠はない。
- (d) 『性的虐待調査報告』は、エホバの証人が採用している現在の児童保護方針が適切で「被害者に寄り添った」ものであることを認めている。しかし、過去に生じた可能性のある虐待の歴史的調査を求めている。他の宗教団体や世俗団体

には同様の調査が提案されていないのに、エホバの証人をやり玉に挙げるのは、本質的に差別的である。

### 3. 2つの報告書について

3.1. この2つの報告書は、エホバの証人に批判的で、元信者の「背教者」を含む民間団体からのものだと理解している。「背教者」は蔑称ではなく、宗教団体の元信者のうち、脱会した宗教の過激な反対者に転じた人々を指して宗教学者が使う言葉である（下記参照）。「背教者」の証言は不適切ではないが、明らかに偏っている。報告書を作成したのは、社会学的研究の正式な訓練を受けておらず、調査を行う専門的な経験もない弁護士や元信者だと思われる。

3.2. 報告書は何人かの日本の学者によって支持されている。私たちは彼らの資質に異論はないし、櫻井義秀教授らの研究にも精通しているが、彼らはいわゆる「カルト研究」のアプローチを採用していることで知られている。アメリカの学者 W・マイケル・アシュクラフトは、新宗教運動の学術研究に関する標準的なマニュアルの中で、「新宗教運動研究」という学術分野は次の3つの前提によって生まれ、定義されたと説明している。「宗教」と「カルト」の間に本質的な違いはないこと（宗教組織が犯罪を行わないという意味ではなく、犯罪は主流派の宗教や古代の宗教でも最近のものと同様に生じてきた）、「カルト」は特定の不人気な運動を差別するために使われるレッテルであり、避けるべきであること、また、「洗脳」は実証的研究に裏付けられていない疑似科学的な理論であること。

3.3. アシュクラフトの説明によれば、「カルト」や「洗脳」の理論をいまだに支持している人々は、「新宗教運動研究」という主流の学術分野には属さず、「カルト研究」という独自の分野を確立している。「カルト研究」の支持者の主な特徴は、主流の新宗教運動の学術研究者とは異なり、宗教と「カルト」を区別しており、「カルト」は激しい心理操作術の使用によって識別されると考えていることである。そうした心理操作術を指して、現在では疑問視されている「洗脳」という表現をいまだに使っている人たちもいる。アシュクラフトが指摘しているように、「カルト研究」は決して「主流の学問」として受け入れられることはなかった。活動家たちの「小さな集団が共有するプロジェクト」として続いてきたものの、「全国のおよび国際的な大きな学会」によって承認されてはいない。その支持者の一部が時折学術誌に論文を発表することもあるが、アシュクラフトは「カルト研究は主流ではない」と書いている。（W・マイケル・アシュクラフト著、『新宗教運動の研究についての歴史的紹介』[*A Historical Introduction to the Study of New Religious Movements*]，ロンドン：ラウトレッジ，2018年，9ページ）

3.4. オウム真理教の同時多発テロ事件によって、日本では新宗教運動に共感する学者が極端に不人気となったことと大いに関係があるが、幾人かの日本の学者は「カルト研究」の視点を受け入れ、新宗教運動に関する西洋の主流研究との間に距離を置いた。この距離間の典型的な表れとも言えるのが、『実態調査報告書』での横道誠教授の「フランスの反カルト法（セクト規制法）を参照した議論が活発化することが望ましい」（16ページ [ページ番号は私たちに提供された英訳に基づく]）というコメントである。実際、世界中の「新宗教運動研究」の学者たちの意見が一致している特定の問題が1つあるとすれば、

2001年のフランスの反カルト法（および2023年の改正や改正案）が「カルト」や「洗脳」という誤ったイデオロギーに基づいているとして、それに反対していることである（スーザン・J・パーマー著、『フランスの新異端者たち：少数派宗教，国家，政府出資の「セクトとの戦い」』 [The New Heretics of France: Minority Religions, la République, and the Government-sponsored “War on Sects”]，ニューヨーク：オックスフォード大学出版局，2011年を参照）。

#### 4. 厚生労働省の Q&A について

4.1. 『実態調査報告書』は、日本で 2022 年に厚生労働省を通して出された指示にエホバの証人が一貫して背いてきたと主張している。その指示は、「児童の宗教的虐待」に対する Q&A（以下「Q&A」という）という形で公開された（M・イントロヴィーニョ著，「多くの宗教にとって危険：宗教上の寄付および『児童の宗教的虐待』に関する日本の新ガイドライン」 [“Dangerous for Many Religions: The New Japanese Guidelines on Religious Donations and ‘Religious Abuse of Children’”]，『CESNUR 誌』 [The Journal of CESNUR]，7:2，2023 年，72–113 ページを参照。Q&A の翻訳を含む）。

4.2. まず述べておきたいこととして、私たちは 2022 年の Q&A を、深刻な偏見に満ちた、信教の自由を脅かす文書と見なす。信教の自由には、親や保護者が「自らの信念に合致した形で、子どもの法的・道徳的教育を保証する」自由も含まれる（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 18 条第 4 項）。この Q&A ガイドラインを批判しているのは学者だけではない。フィナンシャル・タイムズ紙の権威あるアジアビジネス担当編集者であるレオ・ルイスは、「何かを制定しようと急ぐあまり、日本は非常に微妙な神学的問題をないがしろにし、想定していたよりもはるかに大きな範囲でさまざまな組織や活動に問題を引き起こしかねない事態をもたらした」とコメントしている（ルイス 2023 年）。ガイドラインは、子どもが親の宗教を拒否する自由を保護すると主張しているが、実際には、子どもが宗教を受け入れ実践する自由と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（ICCPR）第 18 条第 4 項で明確に保護されている宗教教育を行う親の権利の両方を危険にさらしている。この権利がなければ、全ての宗教が死滅することになる。

4.3. この Q&A は、安倍晋三元首相の銃撃事件後、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する世論の高まりを受けて発表されたと理解している。ルイス氏がフィナンシャル・タイムズ紙の記事の中で指摘したように、Q&A は「統一教会と正面から向き合っており」、同教会を「解体する」ために準備されたものである。しかし、このガイドラインの起草者たちは、安倍氏殺害事件後のエホバの証人や他の道徳的に保守的なキリスト教グループに対する攻撃も考慮に入れている。明らかに、これにより弁護団の『実態調査報告書』の中で循環論法が生み出されている。エホバの証人は、その組織の特定の慣行を標的にするという明確な目的で Q&A に盛り込まれた規定に違反しているとして非難されている。

4.4. Q&A の出発点は善意に見えるかもしれない。児童虐待は決して容認されるべきではなく、加害者は信教の自由を言い訳にすることはできないと述べている。私たちもそう思う。しかし問題は、この文書が宗教的あるいは精神的な文脈における児童虐待とは何かを

定義しようとするところから始まる。最初のケースは「身体的虐待」であるとしている（Q&A 2）。日本では体罰は違法であり、宗教的な理由で正当化できないことを自治体に喚起している。これは意外に知られていないことで、ドイツなどでは、保守的なキリスト教団体が軽い体罰は聖書に規定されていると主張し、大きな法的論争を引き起こしている。しかし、現在ではほとんどの民主主義国家で体罰を禁止する規定があり、それらは一般に信教の自由を侵害するものではないとみなされている。私たちの見解では、そうした規定は教育学に対する社会の理解における歓迎すべき進化である。一方、前世紀の学校や家庭での行いを 2024 年の基準で判断するのは時代錯誤も甚だしい。例えばイギリスのパブリックスクールは、その優秀さと厳しい体罰の両方で有名だった。パブリックスクールでの体罰は 1987 年の英国の法律で禁止されたが、1998 年の新しい法律が 1999 年に施行されるまでは、私立の教育機関で体罰を続けることが許されていた。

4.5. 私たちの一人（イントロヴィーニュ）にはナポリ人の祖母がいたが、その祖母は 1950 年代になっても南イタリアの体罰文化を心から信じていた。彼女はナポリの有名なことわざである「鞭と揚げパンは美しい子供を作る」（“Mazza e panelle fanne ‘e figli belle”）を繰り返し唱えていた。また、カトリックのミサに行き、世界中のさまざまな宗派の無数のキリスト教徒と同じように、聖書の箴言 13 章 24 節の「鞭を控える者は子を憎んでおり、子を愛する者は念入りに懲らしめる」（「新国際訳」）という一節が朗読されるのを聞いた。誤解のないように言うが、私たちは市民として、親として、祖父母として、体罰には反対である。その一方で、異なる時代の基準に基づいて体罰を行った祖母たちを犯罪者や非道な人たちとして断罪するのは不当だと思う。

4.6. Q&A では、「長時間動いてはいけない」と言われたり、「特定の動作をすることや平伏などの特定の姿勢を保つことを」求められるような宗教行事に子どもを連れて行くことも身体的虐待に当たるとされている（Q&A 2:3）。確かにこうした分野での行き過ぎは想像に難くないが、18 歳未満の宗教行事への参加が禁止されている中華人民共和国を除けば、未成年者は日常的に宗教活動に参加しており、その際に座ったままでいることや、礼拝中にひれ伏すことなどを求められたりする。これは親の宗教に参加する上で欠かせない事柄である。宗教以外の場面でも、未成年者は学校の授業中や厳粛な行事に出席する際、マナーを守り、礼儀正しく座っていることを求められることが多い。

4.7. Q&A で気になるのは、宗教に基づく「心理的虐待」の定義である。これは、「宗教活動等への参加を強制すること」（Q&A 3:1）や、「『～をしなければ／すれば地獄に落ちる』などの言葉で脅す」こと（Q&A 4:3）や「恐怖をあおる映像や資料を用いて」未成年者を特定の行動に誘導すること（Q&A 3:1）と定義されている。今はあまりはやらないかもしれないが、私たちの世代のクリスチャンは、カトリックの公教要理やプロテスタントの日曜学校で神父や牧師が子どもたちに「罪人は地獄に落ちる」と話していたことを覚えている。子ども向けの問題集や他の教科書には、非常に印象的で生々しい挿絵が載っていた。日本でも、「なまはげ」や「椎出鬼の舞」など、大人が鬼などに扮して子どもたちを泣くほど脅し、1 年間悪さをしないようにさせる祭りの例等がたくさんある。

4.8. Q&A はまた、未成年者に「社会通念上一般的であると認められる交友」を制限し、「誕生日会」に参加させなかったり（Q&A 3:2：日本で活動する宗教の中でエホバの証人だけが行っていること）、「社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる」漫画や

アニメやゲームを禁止したりすること (Q&A 3:3) を、宗教的な「心理的虐待」としている。これはささいなことに思えるかもしれないが、Q&A 全般の論理的根拠を表している。つまり、宗教を奉じる人たちには「社会通念上一般的である」ものとは異なる生き方を子供たちに伝える権利はないという考え方である。言うまでもなく、多くの宗教は、大多数によって「一般的」とされている事柄は実際には道徳的に退廃的で受け入れがたいものだと考えている。

4.9. Q&A によれば、未成年者は自分の宗教を秘密にする権利を持っている。宗教が理由で、学校でいじめられたりばかにされたりすることがあるからだろう。そのため、親は「特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身に着ける」ことを子どもに求めることはできないという (Q&A 3:4)。おそらく日本は、イスラム教のヒジャブに関するヨーロッパでの激しい議論を経験していないし、幼い頃からターバンの着用が義務付けられている男性シーク教徒の未成年者が少ないのだろう。日本では、未成年のユダヤ教徒の少年が公共の場でキッパを着用することも禁止されるべきということなのだろうか。

4.10. 宗教活動に子どもを連れて行くこと自体は非難されないが、「社会的相当性を著しく逸脱する」宗教に子供を参加させることは「心理的虐待」になるという (Q&A 4:1)。ここでもまた、異なる生き方をしたいだけの宗教を差別する立場が取られている。ある宗教が「社会的相当性を著しく逸脱する」と、誰がどのように判断するのかも説明されていない。親が子どもに一定の圧力をかけ、親が役立つと考える学校のカリキュラム以外の活動に参加させることはよくあることだ。嫌がる子どもにピアノを習わせたり、サッカーを習わせたりすることは置いておいて、なぜ宗教的な活動だけが特別視されるのか、理由がはっきりしない。

4.11. 子どもを「布教活動」に参加させることも疑問視されている (Q&A 3:1)。確かに行き過ぎはあり得る。しかし、この Q&A の起草者たちは、若いエホバの証人が両親の布教活動に同行したり、学校で同級生に信仰について話すよう勧められたりする話がメディアで紹介されたことに強い印象を受けたものと推察される。おそらく、キリスト教全般に関する知識が不足していたため、このようなことが他のキリスト教宗派でも一般的に行われていることを知らなかったのだろう。

4.12. 親や保護者はまた、子どもに対する「治療として必要となる行為」を拒否すれば親権を失うことになる脅されている。その例として繰り返し挙げられているのが、「輸血を拒否する」ことや、子どもに「輸血を拒否する旨の意思表示カードを持たせる」ことである (Q&A 4:5)。このことは、エホバの証人を名指しすることなく、この規定がエホバの証人を対象としていることを示している。しかし、「医療行為」は広く解釈されている。日本の法律が未成年の女兒に中絶を認めている場合に、親が中絶に同意しないことがネグレクトと定義され、親権停止という処罰も可能とするという規定により (Q&A 4:10)、カトリックや他のキリスト教徒も対象となっている。中絶を認める法律の是非に

は立ち入らないが、カトリック教会やいくつかの保守的なプロテスタント教派は、いかなる場合にも教会員が中絶を承認したり中絶に協力したりすることを禁じている。

4.13. 宗教的な口実で性的虐待を正当化できないことは明白だが、Q&A では、「性的な表現」(Q&A 5:1)を含む資料を子どもに見せたり、性行為について口頭で伝えたりしてはならないと明記されている。これだと、聖書の特定の書(またはヒンズー教の聖典)が問題となる可能性がある。また、「性的な表現」がより頻繁に見られる漫画本や新聞などは問題視されず、宗教書だけが特別視されていることも驚きである。

4.14. さらに問題なのは、宗教の「職員」等に「性に関する経験等を話す」よう未成年者に求めることが「性的虐待」に含まれていることである。この場合、宗教関係者だけでなく親も責任を問われることになる。このような説明だと、この規定は、カトリックの未成年者による告解や、他の宗教における同様の慣行を禁止し、「性的虐待」と断定していることになる。カトリック教会で告解は7歳から始まる。カトリックの告解者の多くは、カトリックのティーンエイジャーが最も頻繁に告白する罪は「性的体験」に関するものだという事に同意するだろう。子どもが、詐欺や脱税といった大人の典型的な罪を告白することはない。告解に備えるための質問表には、性的な罪への言及が含まれている。

4.15. 私たちは、児童虐待と闘うことは称賛に値する目標だと確信している。残念ながら性的虐待や他の形態の児童虐待が宗教がらみで起こることがあるのも事実である。そうした行為が信教の自由によって守られることはない。子どもたちは殴られたり、さまざまなビジネスで無給で働かされたり、いろいろな組織や個人によって性的虐待や人身売買の対象にされたりしている。その中には、よく知られているように、主流宗教の司祭や牧師を含む宗教家もいる。彼らは子どもたちや家族の信頼を裏切っており、厳しく罰せられるべきである。しかし、身体的暴力、工場や農地での奴隷労働、レイプ、性的暴行、強制売春などが極めて現実的な虐待の形態であるのに対し、「宗教的な児童虐待」や「心理的な児童虐待」はかなり定義の難しいカテゴリーである。不人気の少数派宗教を差別するために、そうしたものが簡単に使われかねない。

## 5. 『実態調査報告書』について

### (a) 方法論

5.1. 『実態調査報告書』は、「応募法によるインターネット調査」の結果をまとめたものである。また、「弁護団のウェブサイト及び SNS (X, 旧 Twitter) も使用して呼びかけを行い、さらにご協力いただける発信力の強い宗教 2 世当事者・同問題に取り組む専門家・宗教 2 世問題に取り組む各種グループに調査実施の事実の周知を協力してもらうなどして告知を拡大した」とある。したがって、この調査の存在は、ほとんどが元信者の「背教者」やエホバの証人に敵対する「専門家」に対して、あるいは少なくともそれらを通じて宣伝されたと結論づけるのが妥当である。「背教者」は「元信者」の同義語ではない。背教者に関するアメリカの社会学者デービッド・ブロムリーによる影響力の大きい研究(D・G・ブロムリー編、『宗教的背教の政治学：宗教運動の変遷における背教者の役割』[*The Politics of Religious Apostasy: The Role of Apostates in the Transformation of Religious Movements*], コネチカット州ウェストポート：Praeger Publishers, 1998 年を参照)で指摘

され、その後の実証研究でも確認されているように、背教者すなわち脱会した宗教の過激な反対者に転じる人はごく少数である。「普通の元信者」の大半は、単に自分の人生を歩み、元所属宗教団体に対する過激な反対運動には関心を持たず、メディアのインタビューに答えたり訴訟を起こしたりせず、過去の体験について尋ねられれば肯定的な面にも否定的な面にも言及する。メディアはしばしば「背教者」と「普通の元信者」を混同するが、それは「背教者」だけが彼らの目に触れ、「普通の元信者」はほとんど目立たないからである。

5.2. 敵対的な元信者の証言を主な情報源とするいわゆる「反カルト」擁護団体については、下部に署名した 2 名を含む新宗教運動の研究者たちが数多くの文献を発表している。彼らの文献は面白くないものではなく、学者たちが研究すべきものであり、彼らは通常そうしている。イントロヴィーニュが編集を務める『CESNUR 誌』は、新宗教運動の元信者による批判的な証言の、21 世紀に作成された現在入手可能なものの中で最も完全な注釈付き文献目録を出版している (J・ゴードン・メルトン) と W・マイケル・アシュクラフト著、「新宗教運動の元信者の証言：2000 年から現在までのコンピレーション」 [“Ex-Member Accounts from New Religious Movements: A Compilation, 2000-Present”], 『CESNUR 誌』5(6), 2021 年, 70-103 ページ)。これは、新宗教運動の研究者たちが、しばしば元信者たちの敵対的な証言を無視していると非難されるが、実際には最も不明瞭なものでさえも収集し、研究していることの証拠である。

5.3. しかし、反カルト団体や敵対的な元信者の証言を、ある宗教団体に関する唯一の情報源と見なすのは、全く別の問題である。それは、トラウマの伴う離婚をした男女による記述だけを検討して結婚を研究したり、司祭職を辞してローマ・カトリック教会の痛烈な批判者となった人々の報告だけを見てカトリック聖職者の状況を研究したりすることである。

5.4. 社会調査学者のデル・バルソとルイスは、「サンプル収集は一筋縄ではいかない」ものであり、「情報がゆがめられていたり偏っていたりする可能性がある」と警告している。「科学研究者は、バイアスの問題を克服し、母集団を代表するサンプルを見つけようと努めなければならない」(マイケル・デル・バルソとアラン・D・ルイス著、『最初のステップ：社会調査ガイド』 [First Steps: A Guide to Social Research], トロント：Nelson Education, 1997 年, 72 ページ)。ジェームズ・R・ルイス (「『カルト』経験の再構築」 [“Reconstructing the ‘Cult’ Experience”], 1986 年, 前掲) とトゥルーディ・ソロモン (「『ムーニー』経験の統合：統一教会の元会員の調査」 [“Integrating the ‘Moonie’ Experience: A Survey of Ex-Members of the Unification Church”], 1983 年, 前掲) は、両者とも研究の中で、「[宗教団体の] 元信者が所属していた団体に対して否定的でカルト・ステレオタイプ的な態度を取る傾向は、反カルト運動の社会化の影響にさらされた程度と高い相関関係がある」ことを発見している (ルイス著, 「『カルト』経験の再構築」, 1986 年, 前掲, 1 ページ)。『実態調査報告書』の調査は、「反カルト運動の社会化の影響にさ

らされた」回答者を集めるよう明確に設計されており、結果として「偏った、あるいはゆがんだ」サンプルを作り出している。

## (b) いわゆる「宗教的被害」と「信教からの自由」

5.5. 『実態調査報告書』は二重の構造になっている。第一に、エホバの証人の行動を Q&A と比較し、Q&A の規定に違反していると結論づけている。前述したように、Q&A のいくつかの部分はまさにエホバの証人の慣行に汚名を着せるために書かれたものなので、この議論は循環論法で同語反復的である。第二に、同報告者は Q&A に反するエホバの証人の行動は（いくつかの例外を除いて）日本のどの法律でも禁止されていないことを指摘し、法律を改正するよう求めている。これにより、『実態調査報告書』が嫌悪している行為のほとんどは、他の大抵の民主主義国と同様に日本でも違法ではないことを認めている。

5.6. この研究に携わっている弁護士たちは、異例の法的要求をしており、日本の裁判所や立法機関に普通と異なる変更を求めている。報告書はエホバの証人が行っていることはほとんど何も法律に反していないことを認めており、そのため執筆者たちは法律の大幅な改正を提案している。とりわけエホバの証人が意図的に子どもたちを傷つけているわけではないという明白な事実を取り上げ、自分たちの主張を通すために、執筆者たちは強制的説得（および集団的マインドコントロールがあったというほのめかし）を含む、証明されていない心理学理論を利用する必要がある。彼らは、特に「宗教的トラウマ」の存在と、非伝統的な信仰が精神的な害をもたらすという仮定など、論争の的となっているいくつかの考えを法的に認めるよう主張している。「宗教的トラウマ」は、反カルト弁護士や活動家たちがこの分野を発展させようと努力しているにもかかわらず、アメリカやヨーロッパでは精神衛生診断として認められていない。私たちは、「宗教的被害」という概念は科学的に証明されていないだけでなく、少数派宗教に対する差別であると考えている。というのも、「宗教的被害」という概念の中心には、異端的な信条は個人を主流から外れた存在として区分するため、主流に従わない親に育てられることは本質的に有害である、という考えがあるからだ。このようにして、いかなる宗教的、社会的、政治的な考え方も、病的なものに見なされる可能性がある。

5.7. 弁護団はまた、宗教的信条に対する民事責任を求めている。この点についても、現存するどの民主主義国にも同様の例はない。思想の表現に対する責任を確立することは、言論の自由と信教の自由の両方を規定する法律を大きく変えることになる。具体的には、弁護士たちは、親が子どもの周囲で表明した信条について親に責任を負わせることを望んでいる。これは、弁護士たちが求めるもうひとつの大きな法的革新を指し示している。彼らは、子どもには家族としての権利に優先する「信教からの自由」の権利があると主張しているのだ。34-35 ページの「法律ないしその解釈・適用の改善余地」の項で主張されていることに注目してほしい。「憲法は信者に『信教の自由』を保障するところ、『信教の自由』の中核的内容の 1 つとして『信仰を強制されない自由』がある」（35 ページ）。「他

者（特に、保護されるべき児童）の『信仰を強制されない自由』を侵害する形での『宗教活動を実践する自由』の行使は許されない」ということが強調されている。

5.8. これは信教の自由に関する前例のない解釈であり、親が自分の信仰の伝統を子どもに伝える権利を根絶するものである。これは、未成年者への宗教教育を違法とする中華人民共和国の宗教法に酷似している。信教の自由についてのこのような理解を基準としている民主主義国家は、今のところ世界に一つもない。また、執筆者たちが、エホバの証人だけでなく他の宗教も同様の制限下に置かれるべきだと、報告書の他の箇所でも思案していることも見逃せない。弁護士たちが提案する法改正を検討する際には、こうした大志を心に留めておく価値がある。彼らは家族法の大規模な改正を主張しているが、それは個人に対する国家権力の大幅な増大をもたらす、市民的自由への深刻な侵害となるだろう。報告書の最後の方には、彼らの最も奇妙な提言の 1 つが加えられており、「児童が宗教を不当に強制されることによりもたらされる社会全体の経済負担」を考慮するよう政府に求めている（251 ページ）。

### (c) 輸血

5.9. 報告書で最初に取り上げられている具体的な問題は、輸血である。弁護団は、Q&A が公表され当局と面会した後もなお、エホバの証人は自分自身や子どもたちへの輸血を拒否し続けていると主張している。この主張は事実であり、他の国でもそうであったように、「エホバの命令に従って血を避け……医療上の緊急事態であっても、輸血を受け入れることはし [ない]」（「命という贈り物を大切にする」、 「ものみの塔」研究用 2023 年 2 月号 20-25 ページ [23 ページ]）と考えている彼らが、当局の圧力によって態度を変えるとは考えにくい。

5.10. しかし、この報告書は、ほとんどの民主的な医療先進国の病院では「輸血なしで最善の治療を受けることができ」、この問題が無意味になりつつあることに触れていない（「命という贈り物を大切にする」、2023 年、前掲、23 ページ）。無輸血治療を提供できる医師を探すための支援を受けたいエホバの証人は、まさにこの目的のために設立された医療機関連絡委員会（HLC）に助けを求めることができる。前述の最近号の「ものみの塔」には、「どんな治療を受け入れるかを決めるのは [長老たちではなく] 一人一人の責任です」（「命という贈り物を大切にする」、前掲、24 ページ）と明記されている。確かに、長老たちは全ての年齢のエホバの証人に対して、緊急に手術が必要になったときのために輸血を受けたくない旨を明記した文書を携帯するよう勧めるだろう。しかし、最終的に判断するのは個人である。この報告書は、エホバの証人は個人で選択して自分自身や自分の子どものために輸血を受け入れることはできるものの、そのようにしたら確実に排斥されるだろうと述べている。この情報は正しくない。エホバの証人は、血液に関する教えは聖書にしっかりと基づいていると考えているが、どのケースも背景や状況を考慮して検討される。エホバの証人はまた、エホバの証人の 1 人になる人はバプテスマを受ける前にその教義（血に関するものも含む）を理解している必要がある、と繰り返し述べている。

5.11. ほとんどの民主主義国家では、2010 年の欧州人権裁判所（「モスクワのエホバの証人ほか 対 ロシア」、6 月 10 日）や 2020 年のイタリア最高裁判所（第 3 民事会、2020 年 12

月4日から23日判決，第29469号)などを含む裁判所が，成人患者にはいかなる医療行為も拒否する権利があると判断し，エホバの証人の輸血拒否の権利を擁護している。日本の最高裁判所でも，2000年に，成人患者に輸血を拒否するかどうかを決定する権利があることが明確に確立されている(1998年，第1081および1082号事件。2000年2月29日，第三小法廷判決，棄却)。日本を含むいくつもの裁判管轄において，これは「成熟した未成年者」にも適用される。

5.12. この問題を考えるに当たって，日本では輸血拒否が法的良心権として認められていることに留意する必要がある(正木咲子，石本浩子，浅井篤著，「裁判例の検討と日本文化の特徴に基づく，日本におけるインフォームド・コンセントに関する現代的課題」[“Contemporary Issues Concerning Informed Consent in Japan Based on a Review of Court Decisions and Characteristics of Japanese Culture”]，『BMC 医療倫理』[*BMC Medical Ethics*] )，2014年2月4日号，15-18ページを参照)。この報告書の輸血を取り上げた部分には，「宗教上の理由」で輸血を拒否した患者の事例とその結果について，幾人かの医師を対象にした調査の結果が掲載されている。おそらく，ここに出てくる全ての事例はエホバの証人のものと思われるが，実際にそうなのかは不明である。調査対象となった医師が，自分が担当医であった症例について述べたのか，それとも単に同僚から聞いた話を述べたのかも不明である。また，同じ症例に関する複数の報告を調査結果から除外することもなされていないようである。ここで重要なのは，実際の症例に関する具体的な事実がなければ，裏付けに乏しい話だけに基づいて死亡率や罹患率を推定することはできないということである。さらに，死亡の原因は複数ある可能性があり，具体的な症例に関する客観的な医学的事実がなければ，エホバの証人の死亡予測統計は意味を成さない。

5.13. また，『実態調査報告書』は，エホバの証人が輸血の代替療法を用いていることを正しく伝えておらず，代替手段の基本的な探求を疑わしいものとしている。しかし，ウイルス，プリオン病，一部のがんなど，輸血に伴う医療上のリスクは注目に値するものである。医療機関と協力して輸血の代替療法を開発することはどの患者にとってもメリットとなる。日本の病院は，理由のいかんを問わず推奨される治療法を受け入れようとしない家族と話し合うための，より良い方針を定めておく必要があるのかもしれない。

5.14. 同報告書は，「成熟した未成年者」の「輸血拒否」は「真の自己決定」ではなく，組織による意志操作に由来する可能性がある」と反論している(71ページ)。ここでもやはり，責任能力のある「成熟した未成年者」(おそらく成人もそうであろうが，報告書は未成年者のみについて述べている)の自由意志を奪うことのできる，「洗脳」や「マインドコントロール」と呼ばれる何らかの神秘的な力の存在を前提とした表現がなされている。前述のように，新宗教運動の研究者の圧倒的多数は，このような自由意志の排除は不可能であり，「洗脳」は特定の少数派宗教を差別するために使われる疑似科学的概念に過ぎないという意見で一致している(主流の学術的見解を要約して説明したものとして，マッシュモ・イントロヴィーニョ著，『洗脳：現実か神話か』[*Brainwashing: Reality or Myth?*]，ケンブリッジ：ケンブリッジ大学出版局，2022年を参照)。

5.15. おそらくこの報告書の著者たちは，若いエホバの証人が輸血を拒否するのは「洗脳」の結果であるから，彼らの意見を無視して輸血するよう法律を改正すべきだという自分たちの主張の意味するところを省みなかったのだろう。カトリックや福音派の「成熟し

た未成年」の少女が、医師や心理学者がさまざまな理由から中絶を勧めても、宗教上の理由から中絶を拒否するのは、自身が受けてきた宗教的な教えも考慮した上のものであるのは間違いない。彼女は中絶を強制されるべきなのだろうか。

5.16. 「成熟」していない未成年者について、報告書は日本における諸外国と同様の状況を説明している。医師がどうしても輸血が必要だと判断したものの、親または保護者が許可しない場合、裁判官は一時的に親権を停止することができる。日本でこのようなケースがどれほど頻繁にあるのかは分からない。他の G7 諸国の経験や、日本が先進的な医療制度で高く評価されていることからすると、このようなケースはまれなのではないかと思われる。民主主義諸国の裁判所も、このような措置は例外的なものとしてのみ採用するよう勧告している。カナダの「M. (J.) 対 アルバータ州 (児童福祉局長)」(2004 年 ABQB 512 ページ 43 節) の控訴審判決で述べられているように、国は「医師が常に受け入れることのできる唯一の治療を勧めており、エホバの証人の親が血液製剤による治療の同意を拒否することは常に間違っていると考えるように注意しなければならない。そのような家父長的な態度は、親の [憲法上の] 権利を減じるものである」。人口 1 人当たりのエホバの証人の数が最も多い国の 1 つであるイタリアの裁判所は、エホバの証人である親が輸血に代わる医療を選択することは「親として不適切であること」の表れではなく、全ての親に与えられている憲法上の権利を良心的に行使していると判断している (ジェノバ未成年者裁判所, 第 1109/19 号, 2019 年 5 月 6 日, ミラノ未成年者裁判所, 第 1110/2014 号, 2014 年 1 月 15 日)。

5.17. 報告書は、一時後見人を選任する手続きは時間がかかりすぎるため、未成年者の健康を危険にさらす可能性があるとして訴えている。これが事実なら、日本の裁判所の遅延や非効率性の問題をエホバの証人のせいにするのは不当なことと思われる。また、どのような代替案が提案されているのかも不明である。日本政府は、信教の自由に関する国の憲法および国際法の規定に著しく違反することなく、「血を食べることを禁止する聖句をどのように解釈すべきかについてエホバの証人に指示することはできない。

#### (d) 体罰

5.18. 「鞭」とは、報告書ではいくつかの道具を用いて行われる体罰と定義されており、必ずしも鞭で打つことではない。報告書は、安倍氏の殺害をきっかけに「日本国内の多くのテレビ番組や新聞等で鞭についての報道が急増」したことを認めている (75 ページ)。

5.19. 興味深いことに、私たちの知る限り、ロシアで (また数十年前にフランスで) エホバの証人に対する公式のプロパガンダ運動が大規模に展開された時でさえ、エホバの証人が日常的に子どもたちを「鞭で打っている」と主張されたことは一度もない。報告書は、1 人の元信者の背教者が鞭打ちについて記した本が 2017 年に出版されていることに触れているが、鞭に関する主張は、安倍氏の殺害事件後に日本にまん延する反カルト的な風潮の副産物であるように思われる。

5.20. この報告書には、親 (通常は母親) にペンで刺されたという 2 世たちの訴えがいくつか記載されている。私たちの一人 (フォーク) は中学生の時、ランチテーブルの向こうにあるパンを取ろうとして身を乗り出して手を伸ばしたため、英語の教師にフォークで手

を刺された。これは、先に述べたように、喜ばしいことに今では見られなくなったものの、かつては多くの国で一般的だった体罰の文化を反映するものである。

5.21. 日本のエホバの証人が他の人たちよりも厳しく子どもをしつけているという証拠はない。また、体罰を行った家庭であっても、エホバの証人の教えに基づいてそうした行動を取ったわけではないという可能性もある。報告書の執筆者たちが、王国会館にある授乳室等のことを「鞭用の部屋」などと呼んでいるのは実に不快なことである。その言い方だと、エホバの証人が王国会館の中に拷問部屋を設置し、子どもを打ちたたくのに必要な道具を準備しているように聞こえるが、これは明らかに事実ではない。

5.22. 私たちは、日本のエホバの証人の家庭で一切体罰がなかったと言っているのではない。日本社会の文化として体罰が浸透していたことを考えると、もしも 20 世紀以降にエホバの証人の家庭で体罰が全く行われていなかったなら、それは驚くべきことである。したがって、問うべきなのは、日本のエホバの証人の家庭で体罰があったかどうかではない。重要なのは、体罰が現在も行われているのか、エホバの証人の家庭では他の日本の家庭よりも体罰が行われていたのか、体罰がエホバの証人の特定の教えによるものなのか、ということである

5.23. 最初の点については、報告書の著者たちとエホバの証人との間で意見が一致しているようだ。報告書は、「2023 年秋の時点で『鞭』という忌まわしい悪習が収束している／収束しつつある」可能性について述べている（94 ページ）。日本の全てのエホバの証人は、体罰に関する法律について知っている。しかし、報告書は依然として、過去の「鞭打ち」の被害者を支援するための立法的介入を求めている。

5.24. しかし、弁護団は、エホバの証人の家庭における「鞭」の使用が、日本社会一般から見て度を越したものであったことを証明すべきである（そうでなければ、前世紀に育ったほとんどの日本人が親に損害賠償を求めることができるような法律が制定されることになる）。事実、報告書は、エホバの証人の中での体罰は「異常極まりない事態」であり、「彼らがエホバの証人の信者でなければ」これらの子どもたちが鞭で打たれることはなかっただろうと論じている（107 ページ）。収集された回答が正真正銘のものであるかどうかを知る術がないという点に立ち戻らなくとも、方法論上の別の問題が浮かび上がってくる。ある状況が「異常」であるかどうかを判断するためには、回答者の年齢、性別、社会経済的地位、居住する市町村を一致させた対照群を用いるのが一般的である。そのような比較参照データは使われていない。

5.25. 一方、学者や法律家のいくつかの研究結果を見ると、報告書が主張するようにエホバの証人が異常であったわけではなく、20 世紀以降の日本社会において体罰は「異常な」例外であるどころか通例であったことが分かる。2019 年の時点で、2 人の日本人と 1 人のアメリカ人の学者が専門誌『ファミリー・バイオレンス・ジャーナル』（*Journal of Family Violence*）に寄稿し、「子どもの体罰をなくそうという呼びかけがあるにもかかわらず、この習慣は日本を含む多くのアジア諸国で規範として受け入れられている」と指摘している（増田理恵，ポール・ラニア，橋本英樹著，「父親の仕事ストレスと母親の体罰の関連性：首都圏の人口調査から得られた知見」[“The Association between Paternal Job Stress and Maternal Child Corporal Punishment: Evidence from a Population-Based Survey in Metropolitan

Japan”], 『ファミリー・バイオレンス・ジャーナル』 [Journal of Family Violence], 34 (2019年), 119-126 ページ [119 ページ] )。2013年に広く論評されたアメリカの学者アーロン・L・ミラーの著書 (『しつけの言説: 日本の学校とスポーツにおける体罰の人類学』 [Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japan's Schools and Sports], カリフォルニア州バークレー: 東アジア研究所, 2013年) は, 厳密に言えば学校では禁止されていたものの (当時は家庭では禁止されていなかった), 日本では未成年者に対して鞭打ちなどの体罰が, 特にスポーツのコーチによって日常的に行われており, 一般社会でも認められていたことを暴露した。

5.26. 2008年以降, 国連人権理事会の普遍的・定期的レビューが何度か実施され, 日本は家庭での体罰や「鞭打ち」を禁止する法律を制定するよう勧告された。しかし, こうした提言に対して国内ではかなりの反発があった。最終的に, 国連子どもの権利委員会の強い介入が1つの要因となって, 日本で2019年6月に「2000年の児童虐待の防止等に関する法律および1947年の児童福祉法の改正法」が可決される運びとなった。この改正法は2020年4月に施行され, 子どもに対する家庭内体罰が禁止された (「日本における体罰」 [“Corporal Punishment in Japan”], 『体罰を終わらせる』 [End Corporal Punishment], 2023年11月号, 1-8ページ)。

5.27. 同じ2020年には, 3歳から5歳の子どもの持つ日本の親の70.7%が, 子どもに対して尻をたたくなどの体罰を行ったことがあることを示す学術調査が公表された (馬場幸子, エハブ・S・エシヤク, 白井こころ, 藤原健夫, 山岡唯, 磯裕康著, 「日本における3歳から5歳児に対する家族のスパンキングに関連する要因」 [“Factors Associated with Family Member’s Spanking of 3-5-Year-Old Children in Japan”], 「疫学ジャーナル」 [Journal of Epidemiology] 30 [2020年], 464-473ページ)。2020年に法律が制定される前の2017年に行われた調査では, 日本の親の70.6%が子どもへの体罰は必要だと考えており, 49.8%が体罰を使ったことがあると認めた (クリスタ・ロジャー著, 「調査によれば日本人の7割が『体罰は必要』と考えている」 [“Survey Reveals 70% of Japanese Adults Believe Corporal Punishment Is Necessary”], 「ジャパン・トゥデイ」 [Japan Today], 2020年1月1日, <https://bit.ly/3P9MycW>)。

5.28. 家庭内での体罰を禁止する新しい法律が広く公表された後にも, 2021年1月に全国2万人の大人を対象に実施された調査によると, 子どもへのしつけのための体罰を何らかの場面で容認する回答者は41.3%だった。0.9%が「積極的にすべきである」, 7.8%が「必要に応じてすべきである」, 32.6%が「他に手段がないと思ったときのみすべきである」と回答した。(「日本における体罰」, 2023年, 前掲, 6ページ)。これらのデータは, 体罰が日本社会で一般的であり, 「規範的に容認」さえされていたことを示している。2020年4月以前は, 体罰は違法でさえなかった。

5.29. 報告書の1つの段落には「教団の出版物による鞭の強い推奨」(107ページ)というタイトルが付けられている。しかし, この段落の内容はタイトルの記述を裏付けるものではない。実際, 「ものみの塔」の記事は2つしか挙げられていない。1つは1954年の記事で, 間違いなく読者に強い印象を与えることを意図して挿絵が複製されている(77ペー

ジ)。もう1つは「目ざめよ！」1992年9月8日号(26-27ページ)の「『懲らしめのむち棒』—それは時代後れですか」である。

5.30. 1954年の記事は70年前に発表されたものである。2024年ではなく1954年当時の背景を考慮に入れて読むべきであり、キリスト教会や教育機関(前述の英国のパブリックスクールを含む)において適度な身体的懲罰を行うことを認めている同様の文章と比較すべきである。これらの文章と比較すると、「ものみの塔」の記事は好ましい印象を与えるものであり、「鞭を強く推奨する」ものではない。記事にはこう明記されている。「聖書で矯正の鞭という語が使われる時、それは必ずしも文字通りの鞭を意味しません。広い意味でそれは両親の権威を意味します。矯正の鞭で矯正しようとするためには、様々な様式が用いられるでしょう。その様式がどんなものであれ、その鞭は愛と恵みの心をもって用いられるべきであって、決して怒ったり、非常な厳格さで用いてはなりません」(「子供を懲らして生命を得さす」, 「ものみの塔」1954年4月1日号, 128-136ページ[131ページ])。この記事は、適度な体罰は認めているものの、ほとんどの場合、体罰は必要ないか、効果がないことを示唆している。「子供各自の気質や性質を良く考えねばなりません。ある子供は、非常に感じ易いので、叩くなどという非常な手段は必要でないでしょう」(129ページ)。1950年代としては先進的かつ進歩的ともいえる説明により、この記事はまた、「数多くの、必要のない禁止を設けて、子供をその禁止の中に囲み込んでではありません」, 「出来る時には、子供達自身で自分の選択や決定をさせ(なさい)」と親に助言している(130ページ)。

5.31. 1992年の記事では、「毎年、親の身体的な虐待の直接的な結果として死亡している子供たちが多数いる」と指摘し(26ページ)、箴言の「むち棒」についての言及を、聖書の他の箇所も考慮に入れたより広い文脈で捉えるよう促している。「ジグソーパズルの個々の断片はほとんど意味をなさず、それらをはめ込んでみて初めて、全体がどんな絵であるかが分かります。同様に、『むち棒』はパズルの一片にすぎません。全体像を知るには、懲らしめと関係のある聖書の他の原則に『むち棒』をはめ込んでみなければならないのです。そうした聖書の原則には、「あなた方の子供たちを決して憤激させてはなりません」(エフェソス6:4), 「あなた方の子供を矯正しすぎてはなりません。さもないと、彼らをすっかり落胆させてしまうこととなります」(コロサイ3:21)などが含まれる(26ページ)。また、ヘブライ語の「むち棒」(シェーベト)の用法を調べると、「権威を表わすものとして、聖書の中でしばしば象徴的に用いられて(いる)」ことや、「体罰のことだけを述べているわけではなく…あらゆる形の懲らしめを包含して(いる)」ことが分かると記事は述べている(27ページ)。「箴言」の著者は適度な体罰を容認しているとしつつも、聖書によれば「体罰は必ずしも最も効果的な教え方とは言えないということが認められています。箴言8章33節では、『懲らしめに聴き従(え)』とあり、『懲らしめを感じ取るように』とは述べられていません。また箴言17章10節では、『理解ある者にとって、一度の叱責は愚鈍な者を百回打つよりも深く入る』と指摘されています」と述べられている(26ページ)。エホバの証人は聖書を真摯に受け止めており、現代の敏感な感受性を傷つける特定の箇所の削除または検閲が必要だとする、現代の神学者たちのリベラルな見解には同意していないが、箴言22章15節に対するこのバランスの取れた解釈は、「鞭を強く推奨している」という『実態調査報告書』の主張を支持するものではないことは確かである。1979年の「目ざめよ！」は、この聖書の言葉は適度な体罰のみを許容して

いと解釈されるべきであることを繰り返し説明しており、「聖書は、怒りに駆られてむちを加えたり、打ちつけたりすることを容認していません。そうした体罰は幼い子供に傷を負わせ、ある場合には子供をかたわにすることさえあるのです。それは愛ある懲らしめではなく、子供の虐待です」と述べている（「目ざめよ！」1979年5月8日号、27-28ページ [28ページ]）。

5.32. 実際、『実態調査報告書』は、エホバの証人の出版物から「鞭を強く推奨する」内容を含む古い文章を探そうとしたが、大きな成果は得られなかったことを認識している。そのため、「見えにくい」「長老だけに対する内部指示」のような秘密の文書がどこかにあるはずだという仮説を立てている（108ページ）。この主張には説得力がない。元長老や、エホバの証人の上級評議会である統治体の一員であったレイモンド・フランズ（1922-2010）など、元信者である背教者たちによる何十ものウェブサイトや本がある。それらウェブサイトや本では、多数の長老向け内部マニュアルを公開している。背教者たちがエホバの証人の評判を落とすことができると信じる文言すべてが悪意を持って引用、強調されている。ロシアでは、会衆や長老の自宅の家宅捜索が行われた。押収された資料は、エホバの証人が「過激派」だと証明することを目的として、反カルト「専門家」が膨大な報告書を作成するために使用している。もしどこかに「鞭を強く推奨する」文章が隠されているのであれば、それらの人々によって間違いなく公表されているはずである。そのような文書はどこにも見当たらない。

5.33. 要約すると、報告書は、現在エホバの証人が体罰を行っていないことに同意している。エホバの証人の出版物や声明は、「児童虐待を容認していません」、子どもは決して「厳しく」扱われるべきではない、あらゆる形態の「虐待や残酷」な行為は組織によって禁じられていると繰り返し述べている（エホバの証人日本支部広報部門、「メディア関係者向けステートメント：エホバの証人の代表者とこども家庭庁との会合について」2023年5月10日、1ページ）。「子供に助言を与える前に、次のように考えることができます。『これは本当に助言が必要なことだろうか。今、穏やかに優しく話すことができるだろうか。自分の気持ちが落ち着いてからにした方がよいだろうか。子供の事情が全部分かっているだろうか。それとも、知らないことがあるだろうか。助言を与えられた後、子供は厳し過ぎると感じるだろうか。それとも、親の愛を感じるだろうか』。親は、決して子供に厳しく接してはいけません」（「あなたの助言は『心を喜ばせる』ものですか」、「ものみの塔」研究用、2022年2月号、14-19ページ [18ページ]）。過去の体罰に関しては、日本社会全体の問題だったにも関わらず、悪意によりエホバの証人だけがやり玉に挙げられているように思える。現代日本における体罰の歴史を振り返ることは、過去の過ちを繰り返さないための有効な訓練になるかもしれないが、子どもの頃に日本社会全般が「規範的に容認される」と考えていた行為を受けたと主張する大人たちに対する謝罪や補償を、エホバの証人だけに求めるのは著しく不公平であり、それ自体が差別行為である。

#### (e) 恐怖の刷り込みとされている教え

5.34. エホバの証人は、今の世界の終わり（ハルマゲドン）や地獄に関する「映像や資料」を用いて子どもたちに「恐怖の刷り込み」をしている、と非難されている（110-111ページ）。これはQ&Aの規定に違反すると報告書は指摘しているが、日本でそれが違法に当

たるわけではないことは認めている。報告書はさらに「[このような] 行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える」（121ページ）としている。報告書の著者たちは、「心理的虐待」という根拠のない理論を確立しようとしており、それは家族の権利を侵害するものである。

5.35. 現在、日本では自分の宗教的信条を子どもに教えることは禁止されていないが、報告書の執筆者たちは法律の抜本的な改正を求めている。それが狭くエホバの証人だけに適用されるなら、受け入れがたい差別である。逆にかなり広く適用されるなら、異端思想を持つ無宗教者だけでなく、多くの宗教にも適用されるリスクがある。環境破壊や核兵器を心配する家族が、将来への不安を子どもに話ただけで、いとも簡単に虐待だと非難されるかもしれないのだ。弁護団は、子どもたちがトラウマになるという理由で、エホバの証人の出版物の規制を要求している。これもまた、市民が当然に得てきた自由を大きく覆すことになるだろう。この研究の執筆者たちが、自分たちの要求が代表制民主主義に与える影響について熟考したのかどうかさえ定かではない。いずれにせよ、エホバの証人の出版物を「生々しい」とか「ショッキング」と表現するのは間違っている。日本で子どもたちが容易に目にし得るアニメや漫画に比べれば、将来の災いなどをテーマにしたエホバの証人の出版物は、控えめで節度がある。

5.36. こうした面においても、反エホバの証人の文献には、誤った情報がよく見られる。クリスチャンの間では一般的な教えや物語、また用語が、エホバの証人特有のものであると誤解されている。エホバの証人は、今の世界の終わりについて特に強調しているかもしれない。しかし、アメリカ人の 39%、アメリカのキリスト教徒の 47%は、自分たちが「終わりの時」に生きてると信じているのも事実である（ピュー・リサーチ・センター、「米国成人の約 4 割が、人類は世の終わりに生きてると考える」[“About Four-in-ten U.S. Adults Believe Humanity Is Living in the End Times”]、2022 年 12 月 8 日、<https://www.pewresearch.org/short-reads/2022/12/08/about-four-in-ten-u-s-adults-believe-humanity-is-living-in-the-end-times/>を参照）。

5.37. 千年王国論研究の第一人者であるキャサリン・ウェッシンジャーは、世界の終わりが近いと信じるのが反社会的な行動を生むという考えを否定した。例外はあるが、宗教の歴史を振り返ると、事実は逆である。世界の終わりを待ち望む人々は、強力な慈善団体を設立し、厳格な道徳的教えを受け入れてきた。世界の終わりが訪れたとき、天の（あるいは地上の）楽園で永遠に暮らせるかどうかは、自分の行動が神によってどう評価されるかにかかっていると考えたからだ（キャサリン・ウェッシンジャー著、「異文化視点におけるミレニアリズム」[“Millennialism in Cross-Cultural Perspective”]、C. ウェッシンジャー編、『ミレニアリズムのオックスフォードハンドブック』、3-25 ページ、ニューヨーク：オックスフォード大学出版社、2011 年）。弁護団の報告書は、エホバの証人が平和的で法を遵守する市民であることを認めた上で、「たとえ投獄されることになっても兵役拒否を貫くのは政治的中立を保つなどの教団の教えによるもので、ときに殉職をも厭わないのはこれを神からの命令と見做すためです。こうした信念は敬服に値するものですが、一歩間違えば他の宗教の原理主義過激派による自爆テロに代表されるような過激な暴走をする危険をはらんでいます」と主張する背教者の元長老の意見を引用している（253ページ）。これは全くばかげている。エホバの証人の歴史全体を見ても、彼らが「過激な暴走」をした

ことは一度もない。エホバの証人が暴力と関わりがあったとすれば、それは彼らが暴力を受けた場合だけである。

5.38. クリスチャンが「最終的終末」と呼ぶ世界の終わりについてあまり深く考えない人でも、私たち全員に迫ってくる「中間的終末」、つまり自分自身の死について考えることは避けられない。子どもと接する際には、死に関する病的または不気味なイメージは避けるべきだが、ほとんどのキリスト教会は、子どもたちに死について詳しく知らせないという現代的な考えとは異なる見方をしている。それに、子どもたちは、祖父母や他の親族が亡くなる時、それを避けて通ることはできない。

5.39. キリスト教の牧師や親は、死について説明するために、それが存在の終わりではなく、人は天国もしくは地獄で存在し続けると教える。カトリック教会やいくつかの保守的なプロテスタント教会では、子ども向けの教義書で地獄について触れている。イギリスの生物学者で無神論の推進者であるリチャード・ドーキンスは、『実態調査報告書』と同様の論法で、地獄について子供に教えることは児童虐待の一形態であると主張した。これに反論したアメリカ・キリスト教研究所は、キリスト教徒に対して「地獄の不穏な側面について子どもたちと話し合い、隠さないように」と勧告した。同研究所の資料（皮肉なことに、エホバの証人に対する神学的批判を含む）は、福音派の教会で広く使われている。同研究所の『クリスチャン・リサーチ・ジャーナル』には、「地獄の自業自得的な性質と神を拒絶することの影響について、子どもたちが真に理解することは、非常に大きな価値がある」と書かれている（レベッカ・バレリウス著、「地獄について子どもに教えるのは児童虐待か」 [“Is It Abusive to Teach Children About Hell?”], 『クリスチャン・リサーチ・ジャーナル』 [Christian Research Journal], 2020年6月12日, <https://www.equip.org/articles/is-it-abusive-to-teach-children-about-hell/>)。

5.40. 現在、カトリック教会で最も広く使用されている若者向けの教義書は「YOUCAT」と呼ばれ、2011年に初めて導入された。その中で、悔い改めない罪人は地獄に落ちると明確に説明されている。また、地獄は「外の闇」（マタイ 8:12）と表現されている。「つまり、地獄は熱さよりむしろ冷たさに関連がある。地獄は、自分の人生に救済、安心、喜び、慰めをもたらす可能性のあるもの全てから絶望的に隔離された状態という、考えるだけでも恐ろしいものだ」（53項）。YOUCATはまた、「最後の審判」を伴う「世界の終わり」があると教えている。「最後の審判とは……私たちが法廷に立つ日のことであり、……私たちが永遠の命に昇るのか、それとも永遠に神から引き離されるのかが決まる」（161項）。

5.41. ローマ・カトリック教徒はプロテスタントとは異なり、イエスの母である聖母マリアには教育的な役割があり、幼い子どもたちをはじめキリスト教徒を今でも幻によって教えている、と信じている。聖母マリアの出現はしばしば報告されているが、カトリック教会が承認しているものはごく少数である。カトリック教会は、その1つが1917年にポルトガルのファティマで起こったと考えている。これは公式に承認されており、現ローマ教皇フランシスコを含め、これまでに何人かのローマ教皇がファティマ巡礼を行っている。2000年に教皇庁のウェブサイトで公開された教理省の文書に含まれるバチカンによる公式の復元によると、聖母マリアが9歳と10歳の3人の子どもたちに見せたものの一部は「地獄の幻」だった。「[子どもの1人がこう報告している]『聖母は私たちに、地の下にあ

るような大きな火の海を見せました。この火の中に、悪魔と人間の形をした魂が投げ込まれていました。それはまるで透き通った燃え上がる燃えさしのようで、真っ黒になったり、輝く青銅になったりしながら、炎の中を漂っていました。彼らは自分の中から放たれる炎によって、大量の煙の雲と一緒に空中に舞い上がり、重さもバランスも失って、苦痛と絶望の悲鳴やうめき声を上げながら、巨大な炎の火の粉のように飛び散っていました。その光景は私たちを恐怖で震え上がらせました。悪魔は、真っ黒で透けて見える、得体のしれない醜い動物のような姿から見分けることができました」（「ファティマのメッセージ」） [ “The Message of Fatima” ] [https://www.vatican.va/roman\\_curia/congregations/cfaith/documents/rc\\_con\\_cfaith\\_doc\\_20000626\\_message-fatima\\_en.html](https://www.vatican.va/roman_curia/congregations/cfaith/documents/rc_con_cfaith_doc_20000626_message-fatima_en.html)）。これは、エホバの証人の出版物にあるどんな地獄の描写よりも恐ろしいものであり、カトリック教会が、聖母マリア自身によって9歳や10歳の子ともたちに授けられた教えとして提唱しているものである。

5.42. 画像等は時代と共に変化してきたとはいえ、今でも子ども向けのキリスト教の本には、地獄やその炎が生々しく描かれている。また、ヨーロッパの都市に住む子どもたちは、古代の教会や美術館の絵画に描かれた地獄の炎を目にすることも多いだろう。この報告書の著者たちは、地獄の恐ろしい描写があるダンテの「喜劇」が日本では未成年者に禁じられるべきであり、日本の旅行代理店は未成年者を含む家族を、悪魔が死後の世界で罪人を苦しめる様子をフレスコ画や絵画で表現している有名なピサの中世の墓地や無数のヨーロッパの聖堂に連れて行くべきではない、と言いたいのだろうか。仏教の寒冷地獄や鬼の描写も、同様に恐ろしいものだ。

## (f) 社会生活

5.43. 報告書では、エホバの証人がQ&Aの規定に違反しているとする理由として、子どもたちが (a) 誕生日、クリスマス、その他の一般的な祝祭日を祝わないこと、(b) 日本で人気のある漫画を読んだり、同じく人気のあるアニメやテレビシリーズを見たりすることを親に制限されていること、(c) 保守的な性倫理を教えられ、「婚姻前の性交」を含む「法的婚姻関係及び……正式な結婚関係外でなされる性的な行為」（134ページ）が強く戒められ、重大な罪として提示されていることを挙げている。背教者の反応として紹介されているものには誇張があるが、これらの主張は基本的に真実である。

5.44. 日本社会が驚くほど一つにまとまっていることは理解しているが、私たちのように宗教的に多様な環境で育った者は、異なる家庭の子どもたちが祝日に関して異なる行動を取ることを小学校の頃から理解していた。私たちの一人（フォーク）は、ユダヤ人の父と、15歳の時にユダヤ教に改宗した母を持ち、クラスメートのほとんどが出席していたキリスト教の祝日に出席しなかった。イントロヴィーニュが育ったイタリアでは、1950年代後半から1960年代にかけて共産主義勢力が強く、共産主義者の家庭の子どもたちは特定の市民的・宗教的祝祭日を祝わなかった。また、プロテスタントの子どもたちも、イタリア文化の典型である聖母マリアの祝日などを皆が楽しそうに祝っている時、それに加わらなかった。もし法律がエホバの証人の子どもたちに誕生日を祝うことを強制するならば、ユダヤ教徒や無神論者の家庭の子どもたちにもイエスの誕生を祝うことを強制すべきであり、それは彼らの信教の自由に対する重大な侵害となる。より合理的な解決策は、多元的

な社会は異なる信条や文化を持つ女性，男性，子どもたちによって構成されていること，全ての人が尊重されるべきことを子どもたちに教えることである。

5.45. 暴力やヌードを描いたり，若い読者にはふさわしくないオカルトにまつわる怖い表現を含むコミックやアニメに問題があることは，一般に認められている。私たちの一人（イントロヴィーニュ）は，コミックについて幅広く執筆しており，日本で制作された初期のマンガやアニメが，まさにこのような理由で欧米で受け入れられなかったことをよく知っている。欧米の保守的な宗教家たちは長い間，子どもたちがこのような娯楽に触れるのを防ぐよう信者たちに助言し，代わりに道徳的・宗教的価値観を促進する独自のマンガやアニメを提案してきた。それだけではない。何十年もの間，ヨーロッパの共産主義者たちは，西洋の資本主義的価値観を促進すると信じられているアメリカのスーパーヒーロー・コミックを家庭に持ち込まないように，党員に助言してきた。イタリアやフランスの共産主義者たちは，キリスト教徒と同じように，代わりとなるものを自分たちで作り出した（アントワヌ・コート編，『尖塔の影に隠れた人気者』 [*Le populaire à l'ombre des clochers*]，サンテティエンヌ：サンテティエンヌ大学，1997年を参照）。イタリアの学者であるウンベルト・エーコ（1932-2016）は，1964年の著書『終末論的かつ統合的』 (*Apocalittici e integrati*)（ロンドン：英国映画協会，1994年）において，進歩的な家庭におけるコミックスに対する検閲を風刺した。現代の大衆文化には，多くの親がさまざまな理由で好ましくないと思うものが多く含まれている。ある種のコンテンツを避けるよう子どもに教えることは健全な態度かもしれないし，親の教育の自由の一部であることは間違いない。

5.46. 子どもたちが大衆文化や娯楽メディアに触れることを制限することが児童虐待であるという意見には，断固として反対である。私たちは，テレビ番組を見ることを妨げられたり，あるいはテレビを見ることを完全に禁止されたりすることによって，子どもたちが心理的な害を受けるとは考えていない。『実態調査報告書』の161ページで報告されているメディアに関する調査が，部分的な制限と全面的な制限を組み合わせていることは問題である。親が子どもたちの漫画，テレビ，映画へのアクセスを完全に拒否しているのか，良識を持ってコンテンツを選択しているのか，判断できない。制限の対象として最も多く挙げられているのは，市場性の高いエンターテインメント・キャラクターに関するもので，中でも「ドラゴンボールZ」が最も多く挙げられている。「ドラゴンボールZ」は日本では人気があるが，その暴力的な内容から，アメリカの視聴者向けには何度も検閲を受けている（ジョセフ・ブローガン著，「アメリカの視聴者にとって物議を醸し過ぎたドラゴンボールの10のシーン」 [“10 Dragon Ball Scenes That Were Too Controversial for American Audiences”]，「Sk アニメ」，2022年5月18日，<https://www.sportskeeda.com/anime/10-dragon-ball-scenes-controversial-american-audiences>を参照）。アメリカの視聴者にとって暴力的過ぎると見なされたのであれば，子どもたちにこの番組を見せることを拒否したことでエホバの証人が心理的虐待を行っているというレッテルを貼るのは信憑性を欠くと感じる。

5.47. また，乱れた性行動を避けるよう子どもに教えるのも親の権利である。保守的なキリスト教徒，ユダヤ教徒，イスラム教徒は，婚前交渉を強く戒めている（そして子どもたちには，できれば同宗教の人と結婚するように勧めている。この点は『実態調査報告書』

内でエホバの証人を非難する理由の 1 つとして挙げられている。) 米国の多くのキリスト教書店では、「真実の愛は待つ」というスローガンが書かれた少年少女用の T シャツが売られている。2022 年、フランシスコ教皇は結婚に関するカトリックの新しい指針を発表した。その中で、カトリック教会は「たとえ一般的な考え方といかに違っていようとも、貞潔という尊い美德を口にする勇気を欠いてはならない。……婚約中のカップルにとって、これは自制のうちに清く生きることを意味する」と述べた（『洗礼を望む者たちの結婚生活への道筋：地方教会のための司牧指針』〔*Catechumenal Pathways for Married Life: Pastoral Guidelines for Local Churches*〕，バチカン市国：バチカン出版会，2022 年，58-59 ページ）。要するに、エホバの証人は世界中の何百万人もの宗教家と同じ立場を取っているが、特別視され、非難されているのである。

### (g) 布教活動

5.48. エホバの証人は、未成年者を幼い頃から布教・伝道活動に巻き込んでいると批判されている。「多くが児童のときから [証言を] 始め、成人になっても続ける」（149 ページ）。

5.49. これも、ほとんどのキリスト教徒に共通し、キリスト教の宣教精神にのっとったものであるが、エホバの証人に特有のものと誤って見なされている。1つの例を挙げれば十分だろう。MIDADE は、未成年者の宣教活動のためのカトリックの統括組織であり、バチカンによって承認され、バチカンのウェブサイト（<https://www.laityfamilylife.va/content/laityfamilylife/en/associazioni-e-movimenti/repertorio/mov-apost-bambini.html>）でもそのように紹介されている。また、国際連合経済社会理事会（ECOSOC）公認の NGO でもある。MIDADE（フランス語の頭字語、英語では IMAC, International Movement of Apostolate of Children）の起源は、1936 年にガストン・クルトワ（1897-1970）という神父が、8 歳から 15 歳までの少年少女を対象とした「勇敢な心と勇敢な魂」（*Coeurs vaillants et Âmes vaillantes*）運動をフランスで創設したことにさかのぼる。その後、幾つかの国で同様の運動が生まれた。イタリアでは、「カトリックの子どもたちの活動」（*Azione Cattolica Ragazzi*）に 4 歳から参加できた。個人的な思い出として、本報告書の著者の一人（イントロヴィーニョ）はイエズス会系のカトリック小学校に通い、当時 CIDROS と呼ばれ、現在は MIDADE の一部となっているイエズス会運動に参加して使徒たちの教えに由来する活動を行った（CIDROS の歴史については、『聖体的青年運動』〔*Il Movimento Eucaristico Giovanile*〕，ローマ：MEG-Italia, 2016 年を参照）。彼は 8 歳の時、街頭で通行人の大人に近づき、宗教に対する考え方をインタビューし、チラシを渡す方法を教えられた。ある人は「こんなことをするには若過ぎるのでは」と答えたが、その後インタビューに応じ、宣教師の集会にさえ来てくれた。バチカンのウェブサイトでも説明されているように、MIDADE の活動は「子どもたちはすでに立派な人

間であり、周囲の世界を変えることができる」という考えに基づいている。子どもたちでさえ、それぞれのやり方で「神の国を築き上げるために行動する」ことができるのだ。

## (h) 高等教育

5.50. 『実態調査報告書』は、回答者の中に親から進学をとどめられたと答えた人がいることを、虐待の一形態と見なしている。

5.51. エホバの証人は、男女両方への教育を強く支持している。学校に行くだけでなく、そこで良い成績を収めるために最善を尽くすよう、子どもたちを教えている。以下のような記述がある。「政府も教育の価値を認め、義務教育制度を設けています。エホバの証人は次のような聖書の命令に沿ってその制度に従います。『すべての魂は上位の権威 [つまり、政府] に服しなさい』。(ローマ 13:1) さらに、子どもたちが手を抜かず学業に専念するように励まします」(「エホバの証人は教育についてどのように考えていますか」, 2023 年, <https://www.jw.org/ja/エホバの証人/よくある質問/エホバの証人-教育に対する見方/>)。日本を含め、エホバの証人が義務教育に関する法律に違反していると非難できる人は誰もいない。

5.52. 高等教育については、エホバの証人は「大学などの教育機関の環境が、モラルや神様との関係によくない影響を与えることがある」と警告しており、よく考えて決定するよう親や若い大人に助言している。しかし、これは長老たちが若い女性や男性、またその家族に代わって決めることではない。エホバの証人は、「今日、高等教育を受けたエホバの証人」が多くいると報告している(「エホバの証人は教育についてどのように考えていますか」, 2023 年, 前掲)。個人的にエホバの証人を数年間研究してきた中で、大学の学位を持つ熟練した専門家のエホバの証人と会ってきた。大学に進学したことを理由に排斥されたり処罰されたりする人はいない。この報告書自体(その方法論上の限界はあるにせよ)、エホバの証人の教えによって本人は希望していたものの大学に行くことができなかつたと主張する回答者は 16%しかいなかったとしており、この点は注目に値する(24%は大学に行かないという個人的な選択をしており、その理由として宗教を挙げている。[187 ページ])。

5.53. 日本に関する具体的な研究については把握していないが、大学に進学したエホバの証人の統計は、カザフスタンとフランスでの研究に含まれている。カザフスタンにおける 2023 年の調査によると、エホバの証人の 23.9%が大学に進学し、19.1%が学位を取得していた(アルディヤル・アウイエズベクとセリク・ベイセンバエフ著、「エホバの証人の考え方、価値観、信条：調査結果の分析報告書」(*View, Values and Beliefs of the Jehovah's Witnesses: Analytical Report on the Results of the Study*), アスタナ：ペーパーラボ研究所, 2023 年, 8 ページ)。調査会社 SOFRES によるフランスにおける調査はさらに古く、1998 年にさかのぼる。当時、30 代半ばのエホバの証人のうち BAC+5 (高校卒業試験後の 5 年間の教育修了を意味する)のレベルだったのは 7%だった。これは、2023 年のカザフスタンよりもかなり低い数字だが、1998 年には同じ年齢層のフランス人で BAC+5 の教育を受けている人の割合が 12%にすぎなかったことを考慮する必要がある(SOFRES, 「エホバの証人、要約報告書, 1998 年 10 月」 [*Témoins de Jéhovah, Rapport de synthèse, Octobre 1998*],

パリ：SOFRES, 1998年, 4ページ)。どちらの調査も、エホバの証人のうち良い立場にある人だけを対象に行われたもので、エホバの証人の組織が過去も現在も大学進学を禁止していないということが分かる。

5.54. 他方、エホバの証人の文化の一部として、誰もが「大学教育を受けて地位や名声を得なければならない」という考え方や、大学教育が保証する（こともある）高収入の仕事を確保することによって、できるだけ多くのお金を稼ぐことを人生の主要な目標とすべき、という考え方は否定されている（「エホバの証人は教育についてどのように考えていますか」、2023年, 前掲）。多様性を尊重する民主的な社会は、全てのコミュニティーが同じライフスタイルを共有しているわけではないことを認め、多数派とは異なる人生の目標や優先事項を持つ人々を尊重すべきである。実際、彼らの生き方や優先事項は、貪欲と物質主義に支配された社会における資源、また預言的な証と見なされるかもしれない。

### (i) 忌避

5.55. エホバの証人は良い立場にある信者に、重大な罪を犯して排斥になり、悔い改めない元信者や、公に組織から断絶した元信者とは交流を持たないように勧めている。同居している親族が忌避されることはない。また、エホバの証人から公に断絶することなく、つまり宣言を行うことも、別の宗教や、エホバの証人の信者が聖書の教えと相いれないと見なす団体に加入することもなく、単に活動を休止した「不活発な」信者も忌避されない。

5.56. 『実態調査報告書』は、Q&A に忌避についての記載がないことを認めている（198ページ）。しかし、未成年者が忌避されたり、忌避されることを恐れて組織から離れなかったりすることは、「心理的虐待」さらには「児童虐待」の一例であると見なしている。そして、この問題の根本的な原因は幼少期に洗礼を受けることにある、としている。「[バプテスマは] 忌避という児童虐待や人権侵害の温床になり得ることが分かった。教団は児童虐待や人権侵害の危険性を表裏一体に内在する行為を促進し、実際、バプテスマを起点に引き起こされる児童虐待や人権侵害が生じてもそれに対する抑止的姿勢を示していないものと判断される」（33ページ）。

5.57. 忌避は「信教の自由……を実質的に侵害している」（35ページ）とされており、それに同意する数人の著者の書誌が提示されている。しかし、エホバの証人の研究を専門とする学者たちによって彼らの主張が否定されてきたという事実はさておき（M・イントロヴィーニョと T・リチャードソン著、「エホバの証人の『忌避』を犯罪とする新たな提案はなぜ間違っているのか：グレンデル、フラックス、バピル・ターディへの反論」

["Why New Proposals to Criminalize Jehovah's Witnesses' 'Shunning' Are Wrong: A Response to Grendele, Flax, and Bapir-Tardy"], 『CESNUR 誌』, 7, 6 [2023年], 61-69ページ, および書内言及の書誌を参照), 『実態調査報告書』は世界各地の裁判所が全く異なる立場を取っていることを読者に明かしていない。異なる聖書解釈を教えることをエホバの証人に強要したり、彼らが交流を持ちたくないと思っている元信者と交流するように強制することこそ、まさに「信教の自由の実質的侵害」であろう。

5.58. この慣行に関する最初の詳細な議論は、1987年の米国第9巡回区控訴裁判所の「ポール対ニューヨーク法人ものみの塔聖書冊子協会」の判決に含まれている。裁判所は、原

告が排斥された後、エホバの証人である親しい友人たちから「忌避」されるという不愉快な出来事を経験したことを認めた。とはいえ裁判所は、「忌避は、エホバの証人が正典の解釈に従って行っている行為であり、その正典を勝手に解釈し直すことはできない。……忌避を州の不法行為法で禁止することは、エホバの証人の宗教的信仰の自由な行使を直接制限することになる」とした（米国控訴裁判所，第9巡回区，「ポール 対 ニューヨーク法人ものみの塔聖書冊子協会」，819 F.2d 875, 1987年）。

5.59. 2003年，ポーランドのワルシャワ控訴裁判所も同様に，「裁判所は，その宗派が受け入れている原則に関して，その宗派の信者の態度を検証したり，その原則を侵害した個人に課された制裁を判断したりする権限はない。……これは，除名された信者に対する一定の行為に関する義務をその信者が遵守する場合にも適用される」と結論づけた（ワルシャワ控訴裁判所，「ケース VI A CA 81/03」，第4民事部，2003年8月13日）。

5.60. 2005年，ハンガリー最高裁判所は，「国家は教会の内部問題に干渉してはならない。……したがって，倫理的な問題に関する教会の宗教的信条や決定は，国家や裁判所の管轄権に服するものであってはならず，これには，以前エホバの証人だった者が排斥されたことを信者集会で公表することや，その結果も含まれる」と述べている（ハンガリー最高裁判所，「ロリンチ 対 ハンガリーのエホバの証人」，2005年8月29日判決）。

5.61. 2007年，テネシー州控訴裁判所は，「エホバの証人の教義とその聖典の解釈によれば，信者は排斥された個人を追放する必要がある。この慣行がアンダーソン夫妻（この訴訟の原告）にとってつらい経験であったことは間違いないが，法律はそのような被害に対する救済策を提供してはいない。例えば，他の状況では，家族が自らの意思でさまざまな理由で疎遠になることがあるが，法律はそのような疎遠による苦痛を訴える根拠として認めていない。裁判所は，いかなる個人に対しても，他の誰かと交流を持つことを強制する権限を与えられていない。……忌避はエホバの証人の信条体系の一部である。教会に入会することを選択した個人は，自発的に教会の統治を受け入れ，排斥された場合には忌避されることを自らに課している」（テネシー州控訴裁判所，「バーバラ・J・アンダーソンほか 対 ニューヨーク法人ものみの塔聖書冊子協会ほか」，2007年1月19日，ケース No. M2004-01066-COA-R9-CV, 2007年）。

5.62. 2012年，ベルリン行政裁判所は，排斥措置が信者集会で公に発表されたことに対する排斥されたエホバの証人からの訴えを審理した。訴えの根拠としては，「エホバの証人は排斥された人と社会的接触を持つべきではなく」，引き続きエホバの証人である友人と「ピクニックをしたり，お祝いをしたり，スポーツをしたり，買い物をしたり，映画館に行ったり，家やレストランで食事をしたりすること」が不可能になるということだった。裁判所は，これらの問題に関するエホバの証人の方針は「国家権力に服するものではなく」，「信教の自由，政教分離，宗教団体の自己決定権」によって保護されている，と述べ，請求を却下した（ベルリン行政裁判所，「ケース VG 27 K 79.10」，2012年12月11日判決）。

5.63. 2017年，イタリアの最高裁判所（破棄院）は，いわゆる「排斥」も不干渉の原則によって保護されるという判決を下した。同判決は，この場合の「排斥」とは，除名された元信者との「交流を拒否すること」であり，「いかなる法律も，それとは反対の行動を取

ることを要求してはいない」とした。実際、「差別は一切行われていない」。仮に、排斥された信者との交流を拒否することが「マナーや文明的行動」に反すると主張する人がいたとしても、それは「司法によって判断される犯罪や民事不法行為に当たるものではない」。個人はもちろん「カテゴリー」全体も、「個人的な関係を断ち切る、あるいは中断する」ことを決定する権利を持っており、裁判所がそれを禁じるのは筋違いである（破棄院，F・L 対 エホバの証人のクリスチャン会衆，2017年4月13日，no. 9561）。

5.64. 日本国内においても，2020年4月9日，新潟地裁は，排斥や忌避は違法であるとの裁定を求めていた元エホバの証人に対し，これらの行為は宗教の教義や信仰の内容に深く関わるものであり，当該教義や信仰の内容に踏み込まない限り，その当否を判断することは不可能であり，それは立憲主義によって禁止されていると回答している（新潟地裁「平成30年〔ワ〕第71号事件」2020年4月9日）。

5.65. エホバの証人に反対する人々は以前，エホバの証人が忌避を行っていることに対してベルギーのヘント裁判所が罰金を科した2021年3月16日の判決を引用していた。この判決はベルギーの判例と矛盾している。しかし，この第一審判決はヘント控訴裁判所によって覆され，ベルギーでは忌避を自由に教え，実践することができるとの判決が下された。この判決は2023年12月19日に大審院によって支持され，確定された。反対者たちがこの偉大な判例に立ち向かうために用いることができるのは，ノルウェーにおける判決1つだけである。オスロとビーケンの県知事は，エホバの証人が30年間受けてきたはずの国庫補助金を，2021年度分は拒否する行政決定を下した。この決定は，この記事を書いている時点で上訴中であり，さまざまな国で全会一致で結論づけられている上記の決定，つまりエホバの証人は忌避を自由に教え，実践することができ，この問題に関して国家が干渉することは信教の自由に対する重大な侵害であるという決定と比較検討されるべきである。

5.66. 『実態調査報告書』の主張によれば，未成年者も含めて洗礼を受けたエホバの証人は，忌避の教義によって脅され，追放を避けたいのであれば組織に留まることを余儀なくされる。しかしこの主張は，上述の判決では一貫して否定されており，それには正当な理由がある。他の幾つかの宗教でも，元会員を敬遠することは行われている。正統派ユダヤ教では「ヘレム」と呼ばれ，ユダヤ教を離れた者は死んだものと見なされる（象徴的な葬儀を行うグループさえある。ハイム・ヘルマン・コーン著，「ヘレム」〔“Herem”〕，『エンサイクロペディア・ジュダイカ』〔*Encyclopedia Judaica*〕，改訂版，18 vol.，第8巻，344-355ページ，エルサレム：ケテル，1996年）。イスラム教徒にとっては，背教は忌避される理由と見なされるだけでなく，イスラム法で罰せられる犯罪と見なされ，場合によっては死刑になることさえある（以下を参照：デービッド・クック著，「イスラム教からの背教：歴史的視点」〔“Apostasy from Islam: A Historical Perspective”〕，『アラビア語とイスラムにおけるエルサレム研究』〔*Jerusalem Studies in Arabic and Islam*〕）31（2006年），248-288ページ，クリスティアーネ・シルマッハー著，「イスラム教からの離脱」〔“Leaving Islam”〕），『宗教離脱ハンドブック』〔*Handbook of Leaving Religion*〕，ダニエル・エンステット，ヨーラン・ラーソン，テーム・T・マンツィネン編，81-95ページ，ライデン：ブリル，2020年）。

5.67. これを「恐喝」と見なすねじ曲がった論理を使えば，政党の党员も，そこに留まるよう恐喝されている，あるいは「裏切り者」として追放されたりや嘲笑されたりすること

になると主張することもできる。あるいは、離婚すると元配偶者や子どもたちから忌避されたり追放されたりする可能性があるため、配偶者は離婚せずに不幸な結婚生活を続けるよう脅迫されている、ということもできる。初めから離婚するつもりで結婚する人はそういないが、離婚の可能性があり、その結果が厳しいものになるかもしれないことを知っている。離婚のリスクを避けたいのであれば、そもそも結婚しなければいいのだ。エホバの証人も同じである。『実態調査報告書』でさえ、その（自ら選んだ偏った）サンプルの中で、日本のエホバの証人の多くが洗礼を受けた時点で、忌避の教理と実践について知らされていたことを認めている（209ページ）。もし忌避されるリスクを避けなければ、洗礼を受けることを拒否すればよかったのである。

5.68. 「モスクワのエホバの証人 対 ロシア」の裁判（2010年）において、ヨーロッパ人権裁判所はエホバの証人が「既知の宗教」であることを認め、「多くの宗教では、信者が生活の中で従うべき行動基準が定められている」と述べた（ヨーロッパ人権裁判所，2010年6月10日，<https://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-99221>）。

5.69. 宗教の不一致は、疎遠につながる多くの原因の中の1つの分野にすぎない。家族やかつての友人同士が、政治や金銭、さらにはスポーツのことで深刻なけんかをし、互いに口を利かなくなることもある。また現代ヨーロッパでは、ほとんどの場合宗教的信条とは無関係の「価値観の衝突」によって、家族との接触を完全に断つことを選択する家族が多いのも事実である（例：<https://www.bbc.com/worklife/article/20211201-family-estrangement-why-adults-are-cutting-off-their-parents>）。離婚の場合、相手から不当な扱いを受けたと感じた配偶者が、元夫や元妻を永久に突き放すという決断を下すこともある。これは、裁判所が干渉できない個人的な決定である。家庭裁判所は、夫が元妻に扶養料を支払うよう命じることはできるが、2人が会い続け、友人であり続けるよう命じることはできない。エホバの証人に関しても同様に、信仰を離れた人や彼らが重大な罪と見なす罪を犯した人と付き合い続けることを、裁判所が強制することはできない。要するに、外部のいかなる権威も、好きではない、あるいは好きでなくなった人と交流を持つことを誰かに強制することはできないのである。

5.70. 『実態調査報告書』の著者たちは、各信者に退会した元会員との交際を強制するよう法廷に求めているわけではないと答えるかもしれない（それこそ彼らが実現したいことであるかのような印象を受けることもあるが）。彼らは、エホバの証人が組織として忌避を教えることを禁止する法律を定めることを求めているのだ。しかし、これはさらに問題である。先に述べたように、他の宗教にも同様の教えがある。聖書の中である種の忌避が教えられていることを否定する人はほとんどいないだろう。例えば、コリント第一5章13節（「皆さんの中から悪い人を除きなさい」）、5章11節（「そのような人とは……一緒に食事をしてなりません」）、ヨハネの手紙二10章11節（「あいさつの言葉を掛けてもなりません。あいさつの言葉を掛けるなら、その人の悪い行いに加わることとなります」）などがある。これらの箇所は歴史的に限定された状況にのみ当てはまり、もはや有効ではない教訓と見なすべきだ、と主張する人もいる。また、同じ聖書の引用に対して別の解釈を示す人もいるだろう。しかし、宗教の自由を肯定する民主主義社会において、信

者が聖書をどのように解釈し、その解釈に基づいて行動するかは、神学者の間で議論することはできても、国家が決定できる問題ではないことは明らかだろう。

5.71. 人は一夜にしてエホバの証人になるわけではない。新興宗教や宗教運動の中には、1度集会に出席しただけで、あるいは露店で牧師と少し話ただけで新しい会員として受け入れるものがあると非難されているが、エホバの証人にこのような非難は当てはまらない。それどころか、エホバの証人は洗礼を受けることを急がないように警告し、洗礼希望者には組織の大切な教えを理解していることを確認している。どのような罪が重大な罪と見なされるか、悔い改めない罪人は排斥される可能性があること、その結果忌避されることは、洗礼希望者が知り、理解すべき基本的な教えに含まれる。

5.72. 『実態調査報告書』は、これは大人としてエホバの証人に入会した人々には当てはまるが、組織内で生まれた「子ども」には当てはまらなると反論している。はっきりさせておくべき点として、エホバの証人は幼児洗礼を行っていない。つまり、生まれてすぐの幼児にできるだけ早く洗礼を行うということはない。幼児洗礼は、ローマ・カトリック、東方正教会、幾つかのプロテスタントで行われているが、いわゆる「急進宗教改革」から生まれた教派（「[幼児] 洗礼なし」を意味する「アナバプティスト」であることが多い）、バプテスト派、一部のペンテコステ派は除外されている。エホバの証人も、これら少数派キリスト教グループの1つで、幼児洗礼を実践する人々は聖書の解釈を誤っていると考えている。例えば、2011年10月1日号の「ものみの塔」はこの問題を取り上げ、「イエスは、幼児にバプテスマを施しなさい、とは教えませんでした」と述べ、洗礼を受ける人はイエスの弟子でなければならないとも述べている。つまり、イエスについて学び、イエスに従うことを選んだ人であるわけだが、幼児は当然こうした決定を下すことができない。（「幼児に洗礼を施すべきですか」、 「ものみの塔」2011年10月1日号11ページ）エホバの証人が幼児洗礼を批判している文章はほかにもたくさんある。したがって、エホバの証人の家庭に生まれたからといって、自動的にエホバの証人の1人と見なされるわけではない。

5.73. 両親がエホバの証人である子どものうち、エホバの証人になりたいと希望する者（全員が希望するわけではない）は、他の全ての洗礼希望者と同じ段階を踏む。『実態調査報告書』は、「未成年の子どもが、一時の感情の高ぶり……などの理由でバプテスマを受けている」と主張している（214ページ）。エホバの証人に関する私たち自身の観察に基づくと、これは真実ではない。それどころか、洗礼を受けたいと申し出たのが未成年の子どもの場合は特に、その子どもが十分に成長しており、洗礼に伴う義務を理解しているかどうかを見極める点で、長老たちはかなりの慎重さを期している。

5.74. 「ものみの塔」誌は、研究用の2006年7月1日号で、エホバの証人の親を持つ子どもたちに直接こう語り掛けている。「ですから、若い皆さん、次のことをぜひ理解してください。それは、親も会衆の長老たちも、あなたがバプテスマを受けるよう強要するつもりはない、ということです。エホバに仕えたいという願いは、あなたから出たものでなけ

ればなりません」（「若い皆さん、エホバに仕えることを選んでください」，「ものみの塔」研究用 2006 年 7 月 1 日号，26-30 ページ [28 ページ]）。

5.75. 『実態調査報告書』は，子どもたちが「十代前半頃あるいはその前から」洗礼を受けていると述べている（202 ページ）。私たちや他の研究者によるエホバの証人の観察によると，このようなケースは皆無というわけではないが，比較的まれである。

5.76. 現代社会では，世界のさまざまな地域に多様な状況が存在するため，同じ年齢であっても若者の成熟度は人それぞれである。エホバの証人もこのことを認めている。「ものみの塔」（研究用）2018 年 3 月号にはこうある。「もちろん，子どもはそれぞれ異なり，精神的，感情的な成長の度合いも違います。若くても真理を理解してバプテスマを受ける決定を下せる子どももいますが，すべての子どもがそうとは限りません。ですから親は，バプテスマを受けるよう子どもに圧力をかけるべきではありません」（「親の皆さん，お子さんがバプテスマに向けて進歩するよう助けていますか」，「ものみの塔」研究用 2018 年 3 月号，8-12 ページ [9 ページ]）。2008 年に出版された「若い人が尋ねる質問—実際に役立つ答え，第 2 巻」は，「バプテスマを受けるべき特定の年齢がありますか」という質問を取り上げ，次のように答えている。「年齢は主要な要素ではありません。それでも，献身の意味が理解できるほど十分に成長している必要があります」（エホバの証人のクリスチャン会衆，「若い人が尋ねる質問—実際に役立つ答え，第 2 巻」。ニューヨーク州ウォールキル：ニューヨーク法人ものみの塔聖書冊子協会，307 ページ）。

5.77. 『実態調査報告書』が暗示するものとは逆行する考え方として，未成年者も重大な結果を暗示する選択ができるほど十分に成熟している可能性があるというものがあるが，これはエホバの証人に特有の理論ではない。米国，イングランド，ウェールズを含む幾つかの国では，殺人や性的暴行などの重大な罪について，未成年者が刑事裁判において成人として裁かれることがある。ローマ・カトリック教会は幼児洗礼を実践しており，洗礼を受けるための前提条件として信仰の理解を求めているが，英雄的な道徳的・宗教的行為を行った者を聖人として加えている。殉教という特別な状況以外でも，何十人もの未成年者が列聖されている。イタリア・カトリック司教団の日刊紙が報じたように，1981 年，バチカン列聖委員会は，7 歳の時点で神の計画を受け入れるか拒否するかを意識的に決める未成年者もあり，その結果，列聖の対象と見なされる可能性があるとした（リカルド・マッシオーニ著，「なぜ子どもの聖人は少ないのか」 [“Perché ci sono pochi bambini santi”]，『未来』 [Avvenire]，2019 年 8 月 22 日）。もし未成年者が，重大な犯罪に関して成人として裁かれたり，その逆の極端を言えば，その高潔な行為に対して列聖されたりするのに十分成熟していると思なされるのであれば，エホバの証人のような幼児洗礼を行わないキリスト教団体では，「一部の」未成年者も成熟した信者として洗礼を受けることができるに違いない。

5.78. 『実態調査報告書』はまた，未成年者も排斥され，忌避される可能性があるとして主張している。犯罪を犯した未成年者が，成人としてではないにせよ，世俗の当局によって少年院で裁かれるのと同じで，多くの宗教には，重大な犯罪を犯した未成年者をコミュニティーから排除するための取り決めがある。エホバの証人の間でも，未成年者が排斥処分を受ける可能性はあるが，このようなケースはまれである。『実態調査報告書』で得られた回答を額面通りに受け取っても，過去 13 年間（2010 年以降），日本では未成年者の排斥や

忌避が報告されていないことが分かる。報告書は、「近年の児童のデータが少ないのは、年齢層が若く、そもそも回答が少ないためと考えられ、必ずしも児童に対する忌避が行われていないことを示すものではない」（218ページ）とコメントしているが、これは明らかに推測の域を出ない。事実、あらゆる方法で敵対的な回答者を探したにもかかわらず（上記参照）、2010年以降、日本で未成年者が排斥され、忌避されたケースは1件も見つからなかったのだ。

5.79. 報告書が一貫して、「18歳未満」を指す言葉として「児童」という言葉を使っていることにも注意されたい（218ページ）。17歳を「児童」と呼ぶのは、プロパガンダの観点からは価値があるかもしれないが、正しくないのは明らかだ。毎日の新聞をざっと見るだけで分かるように、10代の若者が重大な犯罪を犯すのは現代社会の悲しい事実である。そのような犯罪を犯したなら、ほとんどの場合、日本も含めて大人よりも軽い罰則ではあるが、処罰を受ける。例えば、「日本の少年法第51条は、『罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科する』と規定している」（[https://www.unicef-irc.org/portfolios/documents/400\\_japan.htm](https://www.unicef-irc.org/portfolios/documents/400_japan.htm)）。そうであれば、宗教団体が未成年者の懲戒処分を定めているのも当然である。

5.80. 未成年のエホバの証人が排斥されることはまれだが、そのような場合、家で両親や兄・弟、姉・妹から忌避されることはない。当然のことながら、「伝道者」としてエホバの証人の信仰を他の人々に伝えることはなくなるが、家庭での聖書研究活動から排除されることはない。「ものみの塔」1988年11月15日は、排斥された娘や息子を持つ親に対してこう述べている。「子供がバプテスマを受けていない伝道者としての資格を失ったとしても、……親は依然として子供に対する責任を負っています。親は子供に衣食住を備え続けるのと同じように、神の言葉に調和した教えと懲らしめを与える必要があります。（箴言 6:20-22; 29:17）たとえ子供が排斥されたとしても、愛ある親はそのようにして、子供との家庭聖書研究を取り決めることができます。恐らくその子供は、親と自分一人との研究から、矯正のための最も優れた益を得ることになるでしょう。あるいは、親のほうで、子供を今後も家族研究の取り決めに参加させるという決定を下すかもしれません。子供は迷い出てしまいましたが、親は子供がイエスの例えの放とう息子のよう、エホバのもとに戻るのを見たいと思っています」（「神を崇拝するよう他の人を援助する」、「ものみの塔」1988年11月15日号、15-20ページ [20ページ]）。

5.81. 『実態調査報告書』は、エホバの証人の教科書によれば、原則として、忌避が適用されるのは組織から公的に離脱した人々であって、単に「フェードアウト」した人々や不活発になった人々は忌避されないことを認めている。しかし『実態調査報告書』は、2世信者の「フェードアウト」や「不活発化」の重要性を過小評価している。エホバの証人の2世が集会への出席や参加をやめるのはごく普通のことである。多くの場合、これはあまり事を大きくすることなく行うことができる。道徳規範を守ることが期待されており、それが若い大人にとって争点となるのは理解できることだ。しかし、不活発になることは広く使われている選択肢であり、エホバの証人の2世のほとんどがこの調査に含まれる人々とは見解を異にしているという事実を示している。報告書自体216ページで、不活発になった回答者の大多数（70%）は忌避されていないことを示している。そして231ページによ

れば、若い回答者が離脱する際の最も一般的な選択肢は「不活発」であり、65%がこの方法で離脱している（断絶は11%、排斥は24%）。

5.82. しかし、この報告書は、不活発になった人々も忌避される場合があると主張し、長老のためのマニュアル「『神の羊の群れを世話してください』、12章52節」にその裏付けがあると述べている（216ページ）。しかし52節は実際には、洗礼を受けた後で不活発になったエホバの証人ではなく、「重大な悪事」を犯した「バプテスマを受けていない伝道者」について扱っている。「バプテスマを受けていない伝道者」とは、将来洗礼を受ける可能性があり、その準備のためにエホバの証人の伝道活動に参加し始めたが、まだ洗礼を受けていない人々のこと。悪事の内容によっては、これらのバプテスマを受けていない伝道者は、伝道活動に参加しないように求められることもある。また、「長老たちは、当人が会衆にとって危険な存在だと思えるなら、関係者に個人的に忠告」することになっており、これは忌避とは異なる。バプテスマを受けたエホバの証人が不活発になったり「フェードアウト」したりする場合、別の宗教で言うところの「ローマ教皇よりもカトリック的」な人が会衆の中にいて、そのような不活発な信者とのコミュニケーションさえ拒否することは常にあり得るが、これはエホバの証人の組織の教えとは一致しない。

5.83. ここで、長老向けのマニュアル「神の羊の群れを世話してください」についてのコメントを含めたい。『実態調査報告書』は、エホバの証人を秘密主義的で機能不全の組織として仕立て上げようとしている。執筆者たちは、司牧訓練ガイド「神の羊の群れを世話してください」が「内密」の出版物であると繰り返し主張している。しかし、執筆者たちはこの本の位置付けを誤っている。主に長老たちが専門的なマニュアルとしてこの本を参照しているのは事実である。とはいえ、この本の内容の多くは、エホバの証人の数十の出版物から取られており、それらは公式サイト [jw.org](http://jw.org) で一般に公開されている。また、その本が「著作権の対象になって」おり、内容が「内密の情報」であることも事実である（皮肉なことに、40ページにある弁護士の見解の脚注では、この本が著作権で保護されていると述べている部分がきれいに省略されている）。私たちは、この本の内容が「内密の情報」であると明記されていることを、信者が信者でない人々と司牧活動について気軽に語り合うべきではないという勧告であると解釈する。また、民間団体の手続きや運営に関する情報に一般市民が無制限にアクセスできるべきだ、という前提にも疑問を感じる。例えば、日本の主要な仏教宗派の1つにこのようなことが期待されるとは考えにくい。

## 6 『性的虐待調査報告』について

### (a) 方法論

6.1 私たちが調査を依頼された2つ目の短い文書は、「任意団体」と称する「JW 児童虐待被害アーカイブ」による、性的虐待に関する『調査報告』である。この報告には、日本国外で起きた事件の報道記事の切り抜き、エホバの証人の出版物からの引用、海外での研究や調査への言及が含まれている。

6.2 『調査報告』という名称は、2023年7月にX（旧ツイッター）で呼びかけられた「エホバの証人の教団内で性的虐待やハラスメントを受けた方」（6ページ）への調査に基

づいているとのこと。有効回答数は 159 件。私たちが『実態調査報告書』について提示した異議（自選されたサンプル，敵対的な回答者だけを集めたこと，ネットの荒らし屋や偽回答者による操作の可能性）は全て，この調査にも当てはまる。

6.3 しかし，『実態調査報告書』を作成した弁護士たちとは異なり，この調査の著者たちは，回答が本物であることを確認するために使った手法を説明している。「アンケートに回答の際に，虚偽申告やなりすましの禁止に同意していただいております」とのことである（41 ページ）。この点についてはコメントするまでもないだろう。

6.4 回答者 159 人のうち 11 人が面接を受けたとされている。日本には 20 万人以上のエホバの証人がいて，脱会後まだ生存している元信者を加えれば，その総数は非常に多くなる。定性的というより定量的であると主張する研究としては，インタビュー対象者の数が逸話にもならないほど少ない。

## (b) 宗教教材

6.5 この「調査」では，まず Q&A 5:1 と 5:2 に違反がないかどうかを調べた。それぞれ，児童に対しその年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる行為，宗教団体の職員や関係者に性に関する経験を話したり告白したりするよう誘導することを指している。

6.6 『性的虐待調査報告』には，マスターベーション，ポルノ，不倫，さらにはアナルセックスやオーラルセックスの弊害について，幼い頃から教えられた子どもたちの話が載っている。上記で説明している理由から，私たちは彼らの証言を懐疑的に受け止める。「0～6 歳」（12 ページ）の子どもに「アナルセックス」について講義したとされる人物がいたとすれば，それは明らかに不適切である。

6.7 一方，ティーンエイジャーにポルノを戒めることは十分に正当化される。若者のコンピューター・リテラシーが高い社会では，最近のアメリカの調査によれば，10 代の男子の 75%，女子の 70% がオンライン・ポルノを見ている。「ほとんど（54%）は，13 歳以下で初めてオンライン・ポルノを見た」と報告している。そのうちの 15% は 11 歳になる前にポルノを見たことがあると答えている。平均して，10 代の若者は 12 歳のときに初めてポルノを見た」と報告している」（Common Sense, 『十代とポルノ』 [Teens and Pornography], サンフランシスコ：Common Sense, 2022 年，5 ページ）。残念なことに，日本では 2022 年に児童ポルノ所持で起訴された人の 44.1% が「14 歳から 19 歳だった」（“Teens Made Up 44.1% of Japan Child-Porn Offenders in 2022: Police,” *The Japan Times*, 2023 年 3 月 9 日，<https://www.japantimes.co.jp/news/2023/03/09/national/crime-legal/teens-japan-porn-offenders-police/>）。したがって，10 代前半の青少年にポルノについて警告することは，まさに適切である。『性的虐待調査報告』に引用されている，「マスターベーション」や「オーラルセックス」の意味を知らなかった，知ったのは「高校生～大学生頃」という回答者の主張（12 ページ）は信じがたい。エホバの証人の若者は，家庭では保守的で保護された環境で育つが，皆が公立の学校に通っている。

6.8 この調査は，「ポルノを見せられること」に関する苦情の大半をなす活動を，異様なまでに誤って伝えている。実際，エホバの証人の間では，大人が宗教的な集会をしてい

る間に子どもたちが参加する青少年プログラムはない。むしろ、子どもは両親と一緒に静かに座っていることが期待されており、両親には子どもに宗教的な指導を与える責任があると考えられている。つまり、子どもたちは「性的不道徳」を戒める教えや聖書研究のレッスンを聞くこともあるが、それは親と一緒に座っている集団の中で行われる。寄せられている苦情を、ある種の薄気味悪い「グルーミング」の例とするのは、明らかに間違っている。

6.9 私たちは日本の価値観を大いに尊重しているし、子どもたちが年齢にそぐわない性的コンテンツにさらされるべきではないということに個人的に同意している。しかし、『性的虐待調査報告』はエホバの証人の活動を誤って伝えている。「性的な内容にさらされる」という点で問題とされているのは、未成年者が乱れた性行為に対する戒めを聞くということである。そのメッセージは、アメリカやヨーロッパの世俗的な「健康」についての授業で一般的に扱われるものより、かなりマイルドなものである。そうした戒めは宗教行事や聖書の勉強会で聞かれるもので、親も同席している可能性が高い。多くの苦情は、「いつまでも幸せに暮らせます」というカリキュラムに対するものだった。性的不道徳に関するレッスン（「レッスン 41 性について聖書は何と言っている？」）は、<https://www.jw.org/ja/ライブラリー/本/いつまでも幸せに暮らせます/セクション 3/レッスン 41/>からオンラインでアクセスでき、誰でも見ることができる。このレッスンはポルノからかけ離れたものである。しかし、報告書の文言は、退廃的で不道徳なものだと示唆している。それは真実に反している。

6.10 もちろん私たちは、1人または複数の長老が、非常に若いエホバの証人に、彼らの年齢にふさわしくない表現を使って道徳を説いたことを否定する立場にない。しかし、否定できるのは、報告書が主張しているように、このような態度がエホバの証人によって推奨され、そのような表現が組織の子ども向けの文書（JW.org というウェブサイトで公開されている）に使われているということである。

6.11 私たちは、エホバの証人の児童保護方針と児童の性的虐待に関する文書を詳細に検討した独立専門家パトリック・パーキンソン教授の 2021 年 8 月の報告書を読んだ。専門家としての報告書の中で、パーキンソン教授は、エホバの証人が使用している教材は、親が子どもたちに性的虐待から身を守る方法を教えるのに適切であり、模範的であるとさえ述べている（パーキンソンの報告、64-66 ページと 91-93 ページ、オーストラリア政府の National Office for Child Safety のウェブサイトからアクセス可：<https://www.childsafety.gov.au/system/files/2022-10/jehovahs-witnesses-attachment-patrick-parkinsons-independent-report-2021.pdf>）。

6.12 聖書そのもの（エホバの証人の 5 歳の子どもが読むことはないかもしれないが、10 代の子どもが読むことはあるだろう）に、姦淫や性的な罪の話が含まれていることは事実である。私たちは、このことが日本のエホバの証人の共同体特有の問題として取り上げられるのは、少々奇妙なことだと思う。日本は、不適切な性的内容を含む漫画やアニメが大量に流通し、子どもたちが入手できることで、ユニセフから繰り返し批判を受けてきた国である。ある専門学者は 2011 年に、「一部の漫画やアニメの性的描写や暴力描写のレベルは、ターゲットである 10 代の若者にはふさわしくないだけでなく、10 代の若者である、あるいは若者であると思われるキャラクター自身が暴力的で性的なシナリオで描かれてお

り、もし現実の若者の描写だとすれば違法となる」と述べた（マーク・J・マクレランド著、「思想警察か青少年の保護か 日本における『非実在青少年法案』をめぐる議論」 [“Thought Policing or the Protection of Youth? Debate in Japan over the ‘Nonexistent Youth Bill’”], 『国際コミックアート学会誌』 [International Journal of Comic Art] 13, 2011年, 348-367 ページ [350 ページ] )。現在、状況は改善されたが、問題は残っている。ソーシャルメディア、新聞、漫画などで「暴力的で性的なシナリオ」が描かれ続けている現状において、本当に聖書や「ものみの塔」にある聖書の解説記事が問題なのだろうか

6.13 Q&A 5:2 に対する違反の疑いに関して、『性的虐待調査報告』には、長老に性的な罪を告白した未成年者が恥ずかしいと感じる詳細を尋ねられるという証言や漫画までも記載されている。過去にはこのようなことがあったかもしれないが、長老たちは、未成年者であれ成人であれ、重大な罪を犯した信者と会うときには不適切な質問をしないように長い間指導されてきた。私たちの一人（イントロヴィーニュ）は、告解の秘跡を扱うバチカンの裁判機関である内赦院が推進するカトリックの告解と性的虐待に関する研究に参加したことがある。これらの研究は、過去に過ちがあったことや、司祭の中には告解までも誤用して児童虐待の犯罪を犯した者がいたことを否定していないが、通常の場合、告解を聞く司祭が興味本位で未成年者に性的な体験の詳細を尋ねるのではなく、より良いカウンセリングを行い、望まない経験や有害な経験から未成年者を守るためであることも証明している。同じことがエホバの証人の長老にも当てはまる。

6.14 『性的虐待調査報告』の 33 ページにある記述は、「教団内が小児性愛者のパラダイスとならないように厳重な対策が必要ではないだろうか」という、不必要に攻撃的なひどいものである。この非難には何の根拠もないだけでなく、この論調は、この“調査”全体に満ちている偏見を如実に表している。

### (c) 性的虐待の申し立て

6.15 『性的虐待調査報告』の最後の部分は、性的虐待の申し立てに関するものである。それによると、回答者 159 人のうち 35 人が、未成年の時に性的虐待を受けたと主張している。しかし、この 35 人のうち「面接を実施し、本人性・真実性の確認を行った」のはわずか 9 人だった (22 ページ)。ほとんど全てのケースが家庭内で起こったようである。21 件は 2023 年の調査まで誰にも報告されず、長老に報告されたのはわずか 4 件だった (27 ページ)。自分たちが知らなかった件を当局に報告しなかったことで、長老たちを責めることはできない。

6.16 過去の出来事に対する責任は、一貫性をもって公平に適用される必要がある。このことは、すでに述べたことであるが、この報告書の読者が知っておく必要がある重要な点を提起している。エホバの証人には日曜学校のような「子ども向けプログラム」がない。このため、一般的に「宗教上の性的虐待」と考えられている教会職員による虐待の割合は極めて低い。エホバの証人の組織が虐待を助長しているという印象を植え付けるために、敵対する人たちは、家庭内での虐待とされるべきものを通常は「聖職者」や「聖職者のような職員」に限定されるカテゴリーに組み込んでいる。しかし、他の宗教におけるこの問題を考えるときには、家庭内での虐待は通常含めない。エホバの証人の場合には家庭内で

のケースが選択的に含まれ、他の宗教では省かれるため、エホバの証人はカトリック教会並みの虐待問題を抱えているという印象を与える結果となる。これは事実に基づいていない。

6.17 『性的虐待調査報告』は、「2000年頃」エホバの証人が、いわゆる「2人の証人」ルール（審理委員会を招集し、最終的に悔い改めていない違反者を排斥するためには、罪深い行為の目撃者2人の存在を必要とする）を性的虐待事件の教会内部の処理にのみ適用し、「児童虐待の当局への通報については2人の証人は不要」であることを明らかにしたことを認めている（32ページ）。報告書はまた、エホバの証人の現在の方針が「被害者に寄り添った」ものであることを正直に認めている（34ページ）。日本のように、世俗の法律が児童虐待の申し立てを当局に通報することを義務づけている場合、エホバの証人は「そのような法律に従うのは神の律法に反することでは（ない）」と教え、それを遵守しているという趣旨の「ものみの塔」を引用している（32ページ）。しかし、それと矛盾するように公的機関による調査を要求し（42ページ）、報告書は「教団に対して声を上げ続けることが大事」と主張している（36ページ）。

6.18 そうした「声」や調査は、『性的虐待調査報告』の著者たちの意図するところでは、歴史的な性格を持つものであり、エホバの証人の間で現在の児童保護の方針がまだ実施されていなかった過去数十年間に起きたことを研究すべきという意味と思われる。そのような歴史的研究は興味を引くかもしれないが、なぜ他の宗教、スポーツクラブ、公立学校、また日本社会全般ではなく、エホバの証人だけを対象としなければならないのか、その理由は不明である。

6.19 これらのコメントで十分かもしれないが、エホバの証人の現在の方針と、『性的虐待調査報告』の主張（仲間のエホバの証人が行った虐待を当局に通報することが許されるようになったのは2017年か2019年以降であるという主張）（37ページ）が真実ではないことの両方を例証するため、いくつかの引用を加えたい。

6.20 現在の方針については、「ものみの塔」2019年5月号に記されている。「長老たちは、被害者や被害者の親や虐待に気づいた人に、当局に通報する権利があることを知らせます。では、会衆のだれかが加害者である可能性があり、通報するとそのことが地域の人たちに知られてしまう場合はどうでしょうか。神のお名前に非難がもたらされるのではないかと心配すべきですか。いいえ。神のお名前に非難をもたらすのは、虐待をした本人です」（「愛と公正 邪悪な世において」、 「ものみの塔」2019年5月号、「2019年7月1日から8月4日までの研究記事」、8-13ページ [10-11ページ]）。

6.21 エホバの証人の公式ウェブサイトには数十の言語で掲載されている、エホバの証人の児童保護に関する公式の方針の第4項には、次のように記されている。「児童虐待の被害者も親も、その件を当局に通報する権利を持っています。この点に例外はありません。その件を長老たちに訴えたのが被害者であれ親であれ他の誰であれ、長老たちは、その件を当局に通報する権利がその人にあるということをはっきり伝えます。誰かが当局に通報したとしても、長老たちはその人を批判しません」。（ガラテア 6:5）（<https://www.jw.org/ja/>

6.22 1993年の時点で、「目ざめよ！」誌は、レイプされた場合には「できるだけ早く警察に通報する」ことを勧めており、「届け出ても起訴したことにはならないが、後で起訴することにした場合、届け出が遅れた分だけ裁判は不利になる」とも述べている（「レイプに対処する方法」, 「目ざめよ！」1993年3月8日号, 8-11 ページ [11 ページ]）。1997年には、同じ「目ざめよ！」誌がエホバの証人にこのように勧めている。「不自然な仕方で子供に近づく人には、それが子供の知っている人であっても気をつけるように教え、その人のことを権威ある人に報告するよう強く言わなければなりません」（「性的に搾取される子供たち—世界的な問題」, 「目ざめよ！」1997年4月8日号, 11-15 ページ [14 ページ]）。

6.23 また、1997年に「ものみの塔」は、「バプテスマを受けた大人のクリスチャンが子供にわいせつなことをするとしたらどうでしょうか。」と問いかけ、こう答えている。「わいせつ行為をする人は、……恐らく、懲役刑に服するか、国から他の刑罰を科されることは避けられないでしょう。会衆は、そうした事態に至らないよう当人をかばうことはしません」（「邪悪なことは憎悪しましょう」, 「ものみの塔」1997年1月1日号, 26-29 ページ [28-29 ページ]）。

## 7 結論

7.1 両報告書の方法論には絶望的な欠陥がある。いずれの調査も、回答者に主観的な「虐待されたという気持ち」を報告するよう求めている。このため、犯罪行為が行われていないにもかかわらず、虐待の主張が報告書に満ちている。報告書の執筆者たちは、エホバの証人が法律に違反していないことを何度も認めなければならなかった。

7.2 私たちは、エホバの証人のライフスタイルが日本社会の一部の人々にとって普通ではないように思えるかもしれないことを理解している。日本は社会的結束と集団規範への適合を重んじる社会として知られており、集団的倫理観に反すると見なされる人々は、批判されたり拒絶されたりすることがある。思春期の子どもにとって、このようなことはつらい経験であろう。私たちは、特に日本の学校がいじめをなくしたり、社会における多様性の受け入れを促進したりする努力の面で改善を図るよう願っている。

7.3 しかし、エホバの証人のライフスタイルや教えが精神衛生上の問題を引き起こすという考えには強く反対する。『実態調査報告書』は199ページと244ページで、約50年前の精神医学的研究を引用している。この研究を取り上げることは根拠のない攻撃であり、少数派の人々の精神的健康を中傷している。うつ病が9倍増加したという主張は、現在のエホバの証人の集団に当てはめることはできない。

7.4 注目すべきは、『実態調査報告書』も『性的虐待調査報告』も、裏付けとなる証拠がほとんどない、証明されていない心理学理論に依拠していることである。「宗教的虐

待」という理論は、反カルト活動家たちがそれを認めさせようとしているにもかかわらず、アメリカやヨーロッパでは精神医学的診断として認められていない。

7.5 親には自分の宗教的信仰を子どもに伝える権利がある。これは主流派や多数派の宗教に属する親だけの権利ではない。少数派の宗教に属する親にもその権利は及び、その価値観は社会的多数派から「受け入れられる」と見なされるものとは異なるかもしれないが、世俗化が進む現代社会では、多数派の意見とほとんどの宗教がいくつかのテーマについて教えていることとのギャップが広がっている。おそらく親たちは、性や経済的物質主義に関する一般的な見方が間違っていることを子どもたちに教えたいのだろう。映画、漫画、雑誌、ビデオゲームに多数派の意見が反映されていることに気づき、子どもに離れていてほしいのかもしれない。エホバの証人のように、誕生日を祝うことは聖典に示された神の命令に反すると考える人もいるだろう。また、犯罪者は刑務所に入るだけでなく、悔い改めなければ最終的には地獄に落ちるかもしれないと子どもたちに教えることが、法を守る善良な市民になるための教育に役立つと主張する人もいる。子どもたちに自分の悪い行いについて聖職者や会衆の長老に告白したり相談したりするよう勧める親もいる。私たちは、これらの態度や行動に賛成することも反対することもできる。それらは、私たちが好む教育法の考え方とは一致しないかもしれない。しかし、特定の宗教的信条に基づくこれらの教育方法を、児童虐待やネグレクトと同一視するのは不合理であり、差別的である。

7.6 最後に、提案されている法改正の急進的な性質を強調し、いかに憂慮すべきものであるかを指摘したい。法改正案を検討する上で、これらの考えの発端について考慮することは重要である。エホバの証人に対する攻撃は、他の国々で見られるパターンに沿っている。私たちは、エホバの証人に対する反カルト運動が、全ての宗教や非宗教団体にも広く影響を及ぼすような法例を進めるために利用されていることを非常に懸念している。『実態調査報告書』は、検閲、交友の制限、親の権利に関する法律を推奨しており、その一部は中華人民共和国の規制に似ている。反エホバの証人運動の真の狙いは、信教の自由と宗教色のない良心の自由の両方を制限するように、日本の法律を変えることにあるように思える。

7.7 宗教の多様性と信教の自由を尊重することは、国民が自由に信仰を実践することを認めるだけでなく、新しい世代や自分の子どもたちに信仰を継承することを認めることも意味する。日本は、憲法に信教の自由を明記し、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に署名している。安倍元首相殺害事件後に生じた懸念があるからといって、日本のような民主主義国家は、信教の自由へのコミットメントを忘れてはならない。

2024年2月20日

マッシモ・イントロヴィーニョ

ホリー・フォーク

## 付録 1

### 略歴

マッシモ・イントロヴィーニユは、2016年6月に退職するまで、イタリアのトリノにある教皇庁立サレジオ大学で宗教社会学の教授を務めていた。宗教多元主義、新宗教運動、宗教社会学全般に関する70冊以上の著書（オックスフォード大学出版局から2冊、ケンブリッジ大学出版局から1冊を含む）を数カ国語で出版し、100本以上の論文を査読付き学術誌に発表している。彼の全書誌は[http://www.cesnur.org/introvigne\\_biblio.htm](http://www.cesnur.org/introvigne_biblio.htm)で確認できる。

彼の著作の評価について過度に主張するつもりはないが、イントロヴィーニユに対する2つの評価を引用する。AIS（イタリア社会学会）の元会長であり、イタリアを代表する社会学者の1人であるロベルト・チプリアーニは、『宗教社会学の新マニュアル』（*Nuovo manuale di sociologia della religione*）の第2版において、イントロヴィーニユについて「海外で最もよく知られているイタリアの宗教社会学者の1人であり、新宗教運動に関する世界有数の研究者である」と言っている（Roberto Cipriani, *Nuovo manuale di sociologia della religione*, 第2版, ローマ:ボエラ, 2009年, 470ページ）。スウェーデンの学者ペール・ファクスネルドは、宗教を研究する大学教授で構成される世界最古かつ最大の団体であるアメリカ宗教学会の書評誌で、彼の著作の1つを評価した際、「イントロヴィーニユは新宗教全般の研究において主要な人物の1人である」、「イントロヴィーニユの学識はどの点においても欠点がない」、そして彼の著作群は「新宗教のより広範な分野において重要な参考文献になる」と記している（<http://readingreligion.org/books/satanism>）。

イントロヴィーニユは信教の自由の分野でも幅広く活動してきた。2011年1月5日から12月31日まで、欧州安全保障協力機構（OSCE）の「キリスト教徒や他の宗教の信者に対する差別に焦点を当てた、人種主義や外国人嫌悪や差別との闘いの代表」を務めた。イタリア外務省は、彼のOSCEでの経験に触れ、2012年6月にイントロヴィーニユを、同省が世界規模で信教の自由を監視するために新設した「信教の自由の監視委員会」の議長に任命した。2015年まで同職を務めた。イントロヴィーニユは40年ほどエホバの証人について研究してきた。エホバの証人について3冊の本と20本以上の記事を書いている。

ホリー・フォークは、ワシントン州ベリングハムにあるウェスタン・ワシントン大学の人文社会科学部グローバル人文宗教学科の宗教学教授。アメリカ宗教学会の新宗教運動グループの運営委員を務める（2020年より。過去は2010-2014年）。2018年から2020年まで、共同体研究協会の理事を務めた。フォーク教授は数年にわたり、「新しいキリスト教」の比較研究の枠組みの中でエホバの証人の神学と慣行を研究してきた。フォークの研究は、宗教社会学と宗教科学研究協会の両方から認められ、支援を受けている。